

静岡県立藤枝北高等学校

危機管理マニュアル

令和 6 年 5 月

版 数	発行年月日	改訂概要
第 1 版	令和 3 年 4 月 15 日	初版発行
第 2 版	令和 4 年 4 月 1 日	・ 人事異動に伴う担当者名の変更等
第 3 版	令和 4 年 10 月 18 日	・ 一次救命処置、頸部外傷発生時の対応
第 4 版	令和 5 年 9 月 4 日	・ 不審者侵入防止のためのチェック体制
第 5 版	令和 6 年 5 月 29 日	・ 人事異動に伴う担当者名の変更等

	安全担当	副校長	校長
最終確認日	令和 6 年 5 月 29 日	令和 6 年 5 月 29 日	令和 6 年 5 月 29 日

目次

1章 危機管理マニュアルの基本事項	
1 本マニュアルの目的及び法的根拠	1
2 危機管理の基本方針	1
3 教職員・関係者等への周知等	1
4 マニュアルの保管方法	2
5 マニュアルの見直しと改善	2－3
2章 体制整備と事前の備えについて	
1 学校の状況	別冊 1
2 教職員名簿	別冊 2
3 教職員の参集基準	4
4 教育活動の実施基準	5－6
5 職員の配備体制	7－8
6 情報の収集方法	8－9
7 緊急時の連絡体制	別冊 3, 4
8 備品・備蓄品	別冊 6
9 避難計画・防災訓練計画・防災教育計画	別冊 7, 8
10 施設設備安全点検	12－13
11 避難所対応	14－15
3章 災害対策について	
(1) 地震対策	
1 警戒・災害対策本部の設置基準	16
2 地震災害における教育活動の実施基準	16
3 地震発生時の対応	17
4 南海トラフ地震臨時情報	18－19
5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応	20－22
(2) 津波対策	
1 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準	22
2 津波避難における留意事項	22
(3) 風水害対策	
1 気象警報、注意報発表時における教育活動実施基準	23－24
2 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）	24
3 積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応	25
(4) 原子力災害対策	
1 原子力災害対策の基礎知識	26－29
2 浜岡地域原子力災害広域避難計画	30

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応	3 0－3 1
(5) 火山災害対策	
1 火山災害の基礎知識	3 1
2 警報発令時及び噴火発生時の対応	3 2
(6) 国民保護対策	
1 ミサイル発射後に出されるＪアラート警報時の対応について	3 2－3 5
(7) その他	
1 大規模停電発生時における学校の対応	3 6
2 児童生徒の引き渡し及び待機について	3 6－3 7
4章 学校再開について	
1 教育活動の再開に向けた流れ	3 8－4 0
2 心のケア	4 1－4 3
5章 その他の初動対応について	
1 交通事故発生時の対応	4 4
2 事故（けが等）発生時の対応	4 4－4 6
3 病気等（学校において予防すべき感染症含む）発生時の対応	4 7－4 8
4 事件（盗難・校舎破損・学校爆破予告等）発生時の対応	4 8
5 事件（わいせつ・セクハラ等）発生時の対応	4 9
6 事件（人権侵害・差別事象等）への対応	4 9
7 不審者侵入防止のためのチェック体制	5 0
8 不審者侵入時の対応	5 1
9 情報事故への対応	5 1－5 2
10 災害（火災等）発生時の対応	5 2
6章 その他具体的対応について	
1 交通事故発生時の対応	5 3
2 事故（けが等）発生時の対応	5 3－5 4
3 病気等（学校において予防すべき感染症含む）発生時の対応	5 4－5 6
4 事件（盗難・後者は損・学校爆破予告等）発生時の対応	5 7
5 事件（わいせつ・セクハラ等）発生時の対応	5 7－5 8
6 事件（人権侵害・差別事象等）への対応	5 8－5 9
7 不審者侵入時の対応	5 9
8 情報事故への対応	6 0－6 1
9 災害（火災等）発生時の対応	6 1
1 0 原子力災害の対応（UPZ 内）	6 1－6 2
1 1 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者	6 2
1 2 重要書類等の保管・整備	6 3
1 3 地域・関係機関等との連携	6 3－6 4

1 4	体育館等の鍵の管理票	6 4
1 5	校内の非開放区域	6 5
7章 教職員研修・安全教育		
1	教職員研修	6 5－6 6
2	安全教育	6 6－6 7
8章 調査・検証・報告・再発防止等		
1	静岡県教育委員会への報告と支援要請	6 7－6 8
2	基本調査の実施等	6 8－7 0
3	評価・検証と再発防止対策の推進	7 0
第1 報報告様式 例		7 1
記録用紙 例		7 2

1 章 危機管理マニュアルの基本事項

1 本マニュアルの目的及び法的根拠

本マニュアルは、本校における事故、加害行為、災害等から生徒及び教職員の安全の確保を図ることを目的として、学校保健安全法第 29 条第 1 項に定める「危険等発生時対処要領」として作成したものである。

2 危機管理の基本方針

本校における危機管理の基本原則

本校における危機管理は、以下の事項を基本原則として執り行う。

- ①生徒の生命、安全の確保を第一とする。
- ②指揮・命令、報告・連絡の徹底を図り、学校全体として組織的な対応を行う。
- ③地域、保護者や関係機関と密接な連携を図り、一体となって対応する。

本マニュアルに定めのない事態が発生した場合などは、個々の状況・場面に応じて、この基本原則に則って最も適切と考えられる措置を取るものとする。

3 教職員・関係者等への周知等

(1) 教職員の共通理解促進

校長は、以下の研修・訓練等を実施することにより、本校の全ての教職員（臨時的任用・非常勤を含む。以下同じ。）に対し、本マニュアルに定める事項を周知徹底するとともに、学校安全への意識高揚を図る。

周知方法	周知・確認内容
年度当初のマニュアル読み合わせ研修 ※但し、臨時的任用・非常勤の教職員は、 担当者又は管理職からの個別説明。	・本マニュアルに定める事項全般 ・各教職員の役割
職員会議等における周知	・学期ごとの注意点等

全ての教職員は、本マニュアルに定める事項を十分に理解し、事故発生 of 未然防止、及び発生した場合の自らの役割を習熟するとともに、これを確実に遂行し、学校安全の推進に努める。

(2) 生徒・保護者への周知

校長は、本校の生徒・保護者に対し、本マニュアルに定める事項を、以下のとおり周知するものとする。

周知対象	周知方法	周知内容
生徒	・HR 活動 ・各種防災訓練 ・防災教育の学習	・本校で想定される事故、災害等 ・事故、災害等の未然防止、事前の備えとして生徒が行うべき事項 ・事故、災害等の発生時に生徒が取るべき行動
保護者	下記で資料配布・ 説明 ・PTA 総会 ・HR 懇談会	・本校で想定される事故、災害等 ・事故、災害等の未然防止、事前の備えとして保護者が行うべき事項 ・事故、災害等の発生時における学校の対応及び保護者が取るべき行動（引き渡し等）

(3) 関係機関への周知

校長は、毎年開催する地域防災連絡会議における協議の場を通じて、以下の関係機関に対し、本マニュアルに定める事項を周知するものとする。また、本マニュアルに大きな変更が生じた場合は、その都度、同様の措置を取る。

・地区町内会（郡二、大手、左車） ・藤枝市地域防災課 ・学校医

4 マニュアルの保管方法

本マニュアルは、事故・災害等の発生時に備えて、以下のとおり配布・保管する。これらは常に最新版を維持するよう、マニュアル改訂の都度、確実に更新するものとする。

(1) 本マニュアル保管場所・保管方法

本マニュアルの保管場所・保管方法は、以下のとおりとする。

電子データ (原データ)	藤枝北高校校務系ファイルサーバー ⇒ 職員室 ⇒ 当年度 ⇒ 危機管理マニュアルフォルダ内
印刷製本版	・校長室 ・職員室（準備室）配備：計5冊 ・事務室 ・保健室

(2) 緊急時対応手順の掲示

本マニュアルのうち、人命に直結するなど特に緊急性が高い事象については、発生直後の緊急時対応手順（フロー）を下記の箇所に掲示する。

傷病者発生時対応手順	・体育館内 ・プールサイド ・体育準備室 ・保健室 ・職員室
火災発生時対応手順	・調理室 ・調理実習室 ・環境技術実習室 ・化学室 ・職員室
緊急通報手順・通報先	・職員室 ・校長室 ・事務室 ・保健室 ・体育準備室

(3) 教職員への配布・確認

各教職員には、毎年度当初に実施する本マニュアルの読み合わせ研修に際し、個人端末により本マニュアル（PDF版）及び危機管理マニュアル別冊資料（PDF版）で確認する。教職員は本マニュアルの内容を習熟するとともに初動体制に関するマニュアルについては常に携帯するものとする。

5 マニュアルの見直しと改善

校長は、下記の表に示すタイミングで本マニュアルの見直しを行い、継続的にこれを改善することで、本校の学校安全の継続的な向上を図る。

定例見直し	・毎年度当初、及び人事異動があったとき ・各種訓練、研修等を実施した後 ・地域防災連絡会議において関係機関と協議したとき
随時見直し	・藤枝市の地域防災計画、国民保護計画など、関係機関の関連計画やマニュアル等の改訂があったとき ・各種ハザードマップの改訂、近隣における事故や犯罪の発生など、起こりうるリスクに関する情報の変更があったとき ・先進学校の情報、その他マニュアルの見直しや改善に役立つ情報を入手したとき

見直しや改善の具体的な手順については下表に示すとおりである。

順序	内容等	担当等
1 ①定例見直し時 ②随時見直し時	マニュアル改訂案 作成	学校安全担当・校長・教頭
2	マニュアル改訂案 協議・完成	職員会議
3	・保護者（PTA）への説明、協議 ・教育委員会、関係機関への説明、協議	
4	マニュアル改訂版 完成	
5	（必要な場合）関連計画等の改訂	
6	教職員への周知	職員会議
7	・保護者への周知 ・教育委員会への報告（関係機関への周知）	

2 章 体制整備と事前の備えについて

1 学校の状況

別冊資料 1

2 職員名簿

別冊資料 2

3 教職員の参集基準

(1) 勤務時間外における災害発生時の参集基準

状 況			応急対策要員	その他の職員
地震	南海トラフ 地震 臨時情報	「調査中」が発表されたとき	自宅待機	自宅待機
		「巨大地震警戒」が発表されたとき	校長等の指示により 参集(※1)	
		「巨大地震注意」が発表されたとき		
		「調査終了」	自宅待機	
	突発地震	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき	自宅待機	自宅待機
		学校が所在する地域で震度5弱又は5強の地震が発生したとき	所属校へ参集(※1)	
		学校が所在する地域で震度6弱以上の地震が発生		所属校等へ参集 (※1)(※2)
津波	津波注意報が発表されたとき		自宅待機	自宅待機
	津波警報が発表されたとき		校長等の指示により 参集(※1)	自宅待機
	大津波警報が発表されたとき		参集(※1)	自宅待機
風水害	学校が所在する地域で「大雨特別警報」「氾濫発生情報」が発表されている		校長等の指示により 参集(※1)	自宅待機
火山噴火	噴火発生時		自宅待機又は避難	自宅待機又は 避難
	噴火警報レベル5		安全確保後に校長の 指示により参集	
	噴火警報レベル4			
	噴火警報レベル3以下		自宅待機	自宅待機

※1 参集連絡があった場合でも自らの安全を最優先し無理な参集は避け、周囲及び参集先経路等の安全確認後に可能な限り参集すること。

※2 参集先は所属校を基本とするが、道路の閉鎖等により所属校へ参集できない場合は、年度当初に設定した参集先の県立学校へ参集する。

(2) 勤務時間外に参集した場合等の対応

※それぞれの災害に応じ、以下の業務を応急対策要員が実施

管理職が災害規模に応じた対応を指示する。

- ☐ 災害対策本部の開設
- ☐ 地震や被害に関する情報収集
- ☐ 必要に応じて被害状況を教育委員会に報告
- ☐ 生徒・教職員の安否確認
- ☐ 施設の安全点検
- ☐ 学校周辺交通状況の確認
- ☐ 電気、水道等のライフラインの確認
- ☐ 授業等実施の判断 → 生徒・保護者・教職員への連絡
- ☐ 避難者対応の支援（学校が避難所となった場合）

4 教育活動の実施基準

(1) 地震関連

状 況			基 準
地震	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	【事前避難地域対象校】 ☐ 直ちに教育活動中止 (1週間程度の休校) 【上記以外の学校】 ☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業
	学校が所在する地域で震度5弱以上の地震が発生したとき		☐ 直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度4以下の地震が発生したとき		☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

(2) 津波警報・注意報

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	＜在校時＞ ☐ 平常授業
津波警報	＜在校時＞ ☐ 教育活動を中止
大津波警報	＜学校管理下外＞ ☐ 避難または自宅待機 ☐ 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

(3) 気象注意報・警報

情報		授業	対応
注意報	強風 大雨 洪水	平常授業	☐ 安全に登校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
警 報	暴風	授業中止	☐ 午前6時の時点で藤枝市または居住市町に警報が発表されている場合は午前11時まで自宅で待機 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	大雨 洪水	平常授業 又は 授業中止	☐ 安全に登下校できることを確認した上で登校 ☐ 市町から出される避難情報（5ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校
	その他 気象警報	平常授業 又は 授業中止	☐ 安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機） ☐ 市町から出される避難情報（5ページ）に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校

(4) 原子力災害

	警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態
U P Z（半径 30km 圏内）内学校	平常授業	平常授業	平常授業

(5) 噴火警報レベル

	レベル	教育活動の実施基準	下校・引渡しのルール
噴火警報	レベル5	☐ 教育活動を中止	☐ 下校又は引渡し
	レベル4		
火口周辺警報	レベル3	☐ 避難準備を整えた上で教育活動を継続 ☐ 校外、屋外での活動は中止	☐ 必要に応じて下校又は引渡しの準備（※）
	レベル2	☐ 平常授業	☐ 通常どおり
噴火予報	レベル1	☐ 平常授業	☐ 通常どおり

5 職員の配備体制

(1) 災害対策本部と各班の業務

班名	業務内容	実施時期（目安）				準備物
		事前	発生時	1日以内	3日以内	
災害対策本部	☐ 情報収集（気象・災害・交通情報等） ☐ 校内放送等による指示や連絡 ☐ 非常時持出品、重要書類、鍵等の確認及び搬出 ☐ 災害対策本部の立ち上げ ☐ 応急対応の決定 ☐ 教育委員会・市町災害対策本部・PTA との連絡調整 ☐ 報道機関との対応 <住民対応> ☐ 避難者受け入れ場所の確保 ☐ 避難者の誘導 ☐ 市町・自主防災組織と連携した避難所の運営支援	○	○	○	○	☐ 拡声器・メガホン ☐ ホイッスル ☐ ラジオ ☐ 懐中電灯 ☐ 乾電池 ☐ 点呼表 ☐ 生徒名簿 ☐ トランシーバー ☐ マスターキー ☐ バリケード ☐ ロープ ☐ テープ ☐ 校内配置図
生徒班	☐ 負傷者等の把握と本部への報告 ☐ 安全な避難経路を確認しての誘導 ☐ 安否不明生徒等の把握と本部への報告 ☐ 生徒等及び教職員の救出・救命		○			☐ クラス出席簿 ☐ 引き渡しカード ☐ クラス配置図 ☐ トランシーバー
保護者対応班	☐ 引渡し場所の指定 ☐ 保護者の身元確認 ☐ 保護者への引渡し ☐ 引渡し後の状況把握 ☐ 生徒等の安否情報の提供		○	○	○	
施設管理班	搬入・搬出 ☐ 非常持出品の搬出 ☐ 重要書類の搬出 ☐ 鍵の搬出 ☐ 応急復旧に必要な機材調達	○	○	○	○	☐ マスターキー ☐ 消火器 ☐ ヘルメット ☐ ラジオ ☐ 手袋

施設管理班	安全点検・消火	☐ 初期消火 ☐ 被害の状況確認 ☐ 近隣の危険箇所の巡視 ☐ 二次被害の防止 ☐ 救助活動の支援 ☐ 校内施設設備の安全点検	○	○	○	○	☐ 被害調査票 ☐ ロープ ☐ 標識 ☐ バリケード ☐ 校内配置図 ☐ トランシーバー ☐ カメラ
	応急復旧	☐ 危険箇所の立入り禁止措置 ☐ 危険箇所の表示 ☐ 転倒備品の復旧 ☐ プール水の利用 ☐ ゴミの処理 ☐ 危険箇所の処理 ☐ 非開放区域の設定 ☐ ライフラインの確認 ☐ トイレの汚物処理と清掃			○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	
救護班	☐ 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 ☐ 応急手当備品の確認 ☐ 負傷者の保護・応急手当・搬送 ☐ 関係医療機関との連携	○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	☐ 医薬品 ☐ 担架 ☐ 簡易テント ☐ 毛布 ☐ トランシーバー
心のケア班	☐ 強いストレス反応が出ている児童生徒等への対応					○	☐ 健康チェックリスト

(2) 校長及び管理職不在時の対応

- ☐ 可能な限り校長と連絡をとり、判断を仰ぐ（緊急時は権限委譲者の判断）
☐ 校長との連絡不通を想定し、権限移譲の優先順位（別冊資料2）を定める。

6 情報の収集方法

情報	サイト名・提供先等	収集方法（URL等）
早期注意情報 （おすすめ）	気象庁	https://www.jma.go.jp/jma/kishou/keika/
洪水・土砂災害	川の防災情報・国土交通省	http://www.river.go.jp/portal/#85
洪水・土砂災害	洪水警報の危険度分布・気象庁	https://www.jma.go.jp/jp/suigaimesh/flood.html
地震	強震モニタ・防災科学技術研究所	http://www.kmoni.bosai.go.jp/
地震・水害・火山	静岡県 防災ポータル	https://shizuoka.secure.force.com/portal/sns_vf_Portal

【参考】静岡県防災アプリの活用



7 緊急時の連絡体制

(1) 職員連絡網

別冊資料 3, 4

(2) 関係機関連絡先

関係機関		電話	F A X	備考（メールアドレス等）
教育委員会	教育施設課	054-221-3125	054-221-3571	kyoui_shisetu@pref.shizuoka.lg.jp
	高校教育課	054-221-3114	054-251-8656	kyoui_koukou@pref.shizuoka.lg.jp
	特別支援教育課	054-221-2090	054-221-3558	kyoui_tokushi@pref.shizuoka.lg.jp
	健康体育課	054-221-3677	054-273-6456	kyoui_kenkou@pref.shizuoka.lg.jp
近隣校	藤枝東高校	054-641-1680	054-6443923	fujiedahigashi-h@edu.pref.shizuoka.jp
	藤枝西高校	054-641-0207	054-641-0840	fujiedanishi-h@edu.pref.shizuoka.jp
	藤枝特別支援学校	054-636-1891	054-636-3241	
藤枝市	大規模災害対策課	054-643-3119	054-645-3050	
	地域防災課	054-643-2110	054-645-3050	

警察・消防	藤枝警察署	054-641-0110		
	本町交番	054-643-7616		
	藤枝消防署	054-641-1878	054-644-1412	
医療機関	藤枝市立総合病院	054-646-1111	054-646-1122	
	柴田医院	054-641-0127	054-641-0351	
	小川眼科	054-641-0160		
	やまもと歯科	054-646-1182		

(3) 保護者等への非常時の通信手段の確保

	通信手段	説明・留意事項
関係者に直接連絡する方法	電子メール	学校のサーバーやインターネット回線を介して配信する。学校サーバーを介している場合、学校停電時に使用できない。送信先アドレスの登録が必要。
	連絡網サービス	民間企業等が提供するクラウド「C ラーニング」を介して配信する。個人の携帯電話やスマートフォンからログインして連絡することもできるため、停電時の連絡手段として有効。保護者等の個人による事前登録が必要。
	学習支援サービス	
	電話	電話連絡網等を使って口頭で連絡する。個別の連絡になるので、連絡に時間がかかる。
幅広く周知する方法	ホームページ	学校のホームページに情報を掲載する。学校サーバーを介している場合、学校停電時は情報の更新ができない。受信者側の閲覧行動に依存している。
	ラジオ	コミュニティFM等で情報を放送する。聞き逃す場合があるので、定期的に発信する必要がある。
	171 (Web171)	災害用伝言ダイヤル(災害用伝言板)に情報を登録する。開設はNTTによる判断となるので、使えないこともある。

8 備品・備蓄品

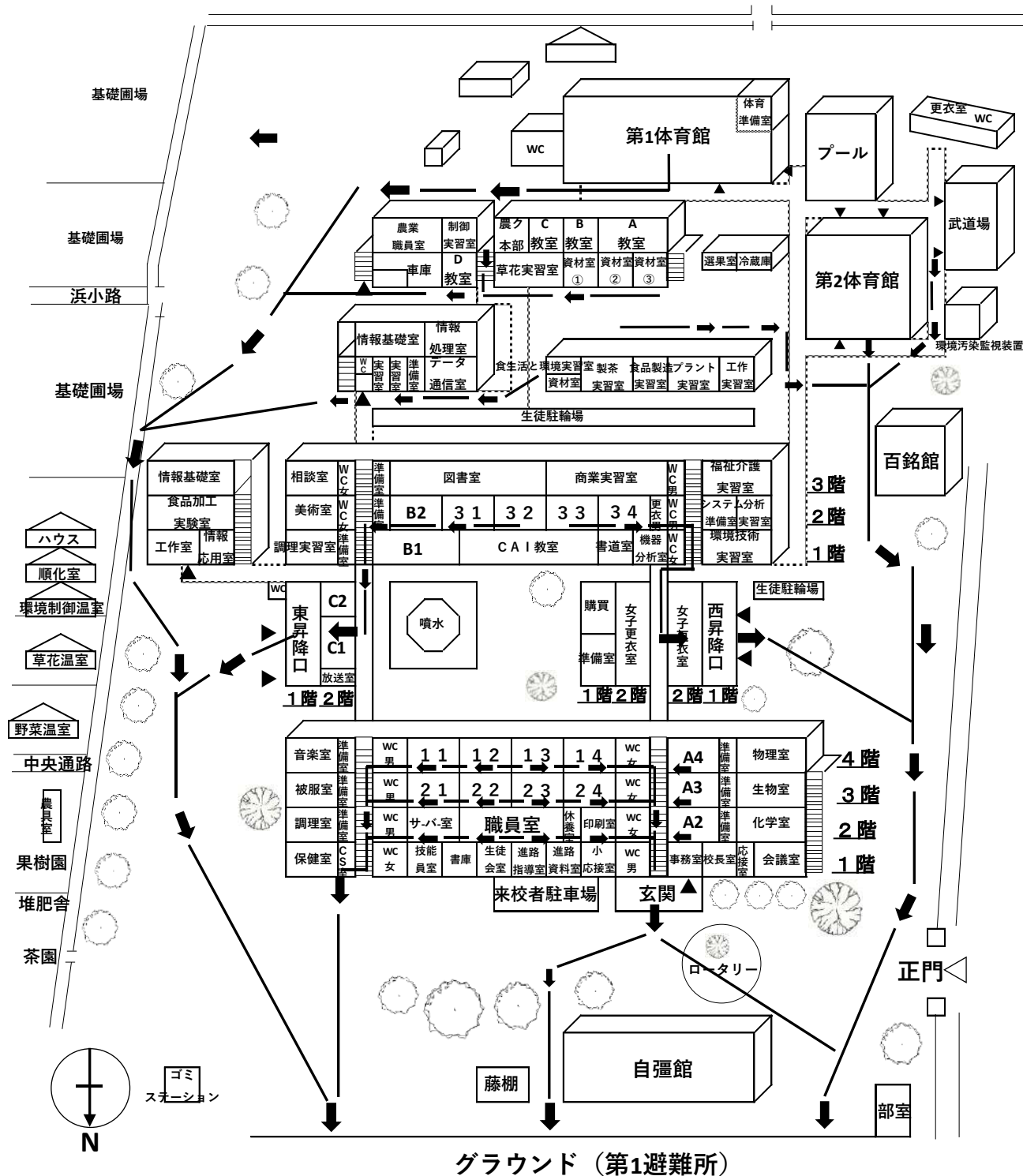
別冊資料 6

9 避難計画・防災訓練計画・防災教育計画

(1) 訓練計画

別冊資料 7

(2) 避難誘導方法



(3) 防災教育計画

別冊資料 8

10 施設設備等の安全点検

校長は、学校・校地周辺・通学路の安全を保ち、事故・災害等の発生を防止するため、点検を中心とした危険個所の把握とその分析及び管理を計画的に実施する。（学校保健安全法施行規則第28条）

（１）安全点検

□ 安全点検（教職員により実施）

安全点検等の実施時期、対象、担当、様式については以下のとおりとする。なお、異常を発見した場合には、様式への記入に加えて写真や簡単な図等を追加しておくこと（情報共有・経路観察の際に有効）。

点検	点検時期・対象	責任者	使用する様式
定期点検	校内施設・設備 校内の避難経路・避難場所 ●毎月実施対象：各実習室 ●每学期実施対象：非構造部材の劣化状況	火元責任者	各実習室、教室の安全点検表 プールの安全点検表 その他、次頁を参照 ◎安全点検集計表で集計
	家具の耐震性の点検 ●年1回実施	火元責任者	各実習室、教室の安全点検表
	校地周辺	防災担当	校地周辺の安全点検表
臨時点検	校内での学校行事前後（施設・設備）	火元責任者 防災担当	各実習室、教室の安全点検表
	災害時（校内施設・設備）	災害対策本部	各実習室、教室の安全点検表 その他、次頁を参照
日常点検	通常の授業日（授業で使用する施設・設備）	全教職員	

学校施設・設備のうち、非構造部材の点検については、点検実施計画等に基づき実施する。実際の点検の際には、文部科学省「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」を参考に、耐震点検を実施する。

文部科学省 学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（平成27年3月改訂版）
<https://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jijyutsu2.pdf>

□ 事故等情報より抽出

安全点検の際に、下記データベースを検索し、抽出した事例を本校の環境に置き換えて危険個所を把握する。

独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校事故事例健作データベース」
https://www.jpnsport.go.jp/anzen_school/anzen_school/tabid/822/Default.aspx

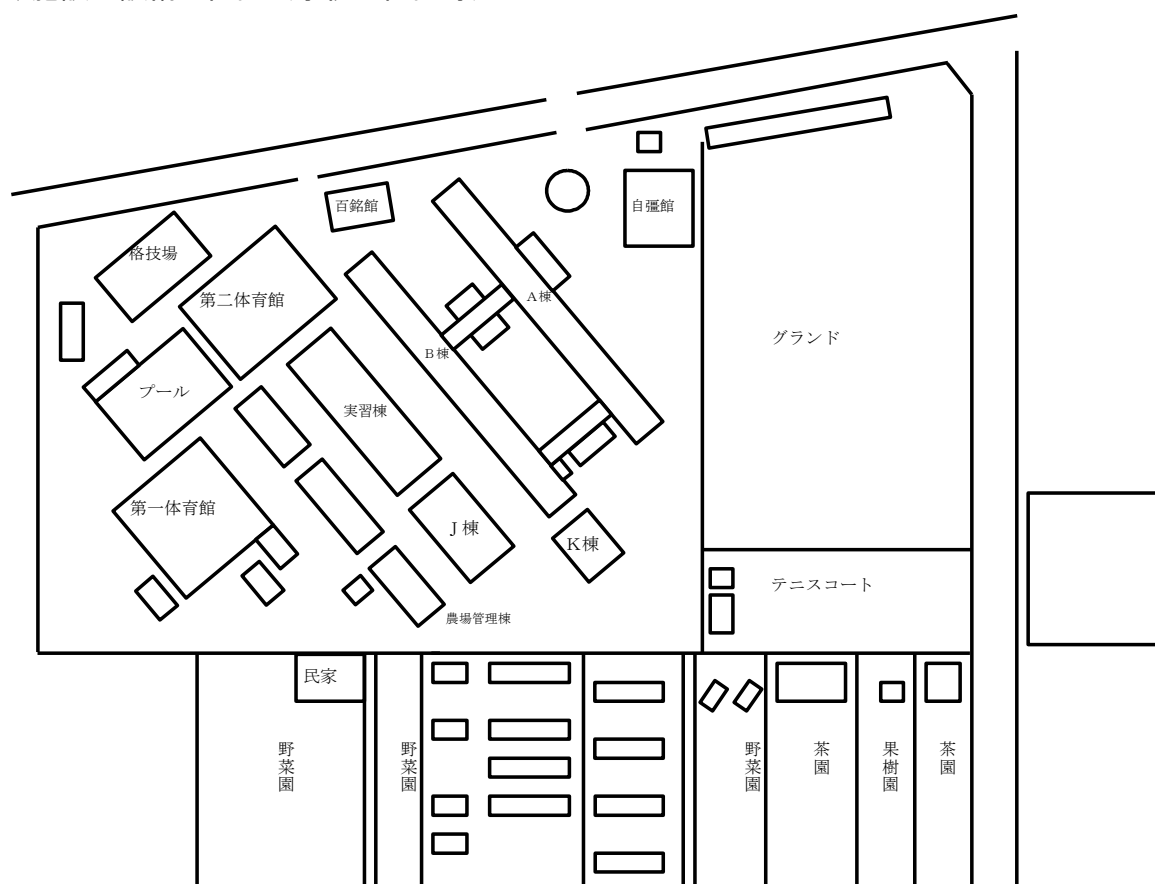
(2) 避難経路・避難場所の点検

- ☐ 分かりやすい案内や表示があるか。
- ☐ 避難経路に障害物がないか。
- ☐ 災害の種類、状況に対応した複数の避難経路と避難場所が確保されているか。
- ☐ 生徒等の発達段階や地域の自然的環境・社会的環境を踏まえているか。
- ☐ 近隣住民や帰宅困難者の避難を想定しているか。
- ☐ 実地見分を行っているか。
- ☐ 学校等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか。

(3) 非構造部材の点検

天井	☐ 天井材（仕上げボード）に破損等の異常は見当たらないか。
照明器具	☐ 照明器具に変形、腐食等の異常は見当たらないか。
窓ガラス	☐ 窓ガラスにひび割れ等の異常はないか。
外壁（外装材）	☐ 開閉可能な窓の鍵はかかっているか。 ☐ 外壁にひび割れ等の異常は見当たらないか。
収納棚等	☐ 書庫等は取付金物で壁や床に固定しているか。

(4) 施設・設備配置図（学校配置図等）



11 避難所対応

(1) 避難所運営における施設管理者となる学校の役割

「避難生活の手引き」(静岡県危機管理部)	
●避難所運営の主な役割分担 避難所運営に関する、避難所利用者、自主防災組織等との基本的な役割分担は以下のとおりです。詳細は市町や施設により異なります。	
組 織 等	役 割
避難所運営組織 (避難所利用者による)	・避難所の運営主体 ・地域のマニュアル等に基づく避難所立ち上げ後は、自主防災組織等から速やかに運営を引継ぎ、利用者全員をメンバーとする「避難所運営組織」を立ち上げる。
自主防災組織 (地元自治会)	・避難所の立ち上げを主導する (適宜、「避難所運営組織」に体制を移行する) ・避難所や地域住民への情報伝達 ・在宅避難者の把握及び支援 ・地域全体の防火・防犯活動
避難所施設管理者 (学校等)	・市町職員と連携し施設・設備の被害状況や安全性の確認 ・施設管理 ・避難所の運営支援(おもに施設、備品)
市町職員	・施設管理者と協力した避難所の開設・解消(閉鎖) ・市町本部との連絡調整 ・避難所の運営支援

(2) 避難所の施設管理者として確認すべきこと

確認事項	
☐	自主防災組織、施設管理者（学校等）と市町防災部局との連絡先（勤務時間外を含む）
☐	施設管理者として、避難者に提供できる施設やスペース、使用可能な機材
☐	避難所用備蓄品・機材等の保管場所（市町等が準備した備蓄品等の保管スペースの提供）
☐	避難所施設の鍵の保持者氏名と連絡先

避難所運営に関する話し合い確認事項（施設管理者用）				
1 施設について				
避難所となる施設	名称			
	住所			
	連絡先	TEL:	FAX:	
	避難所利用者の居住地区名		想定避難者数	
2 関係者連絡先				
	担当者氏名	連絡先①（勤務時間内）	連絡先②（勤務時間外）	
施設管理者①				
施設管理者②				
市町防災担当課				
避難所派遣職員				
地域住民①				
地域住民②				
3 避難者生活スペース、備蓄品、機材について（施設管理者として提供できるものを記載）				
避難者生活スペース （トイレ等も含む）				
避難者へ提供できる機材等				
備蓄品・資機材保管場所 （備蓄品・資機材は市町準備）				
4 避難所開設について				
避難所を開 設する担当 者	勤務時間内	施設管理者	氏名	連絡先
		市町担当者		
		地域住民		
	勤務時間外	施設管理者		
		市町担当者		
		地域住民		
その他、 避難所施設のカギを持っている人				

3 章 災害対策について

(1) 地震対策

1 警戒・災害対策本部の設置基準

(1) 警戒・災害対策本部の設置基準

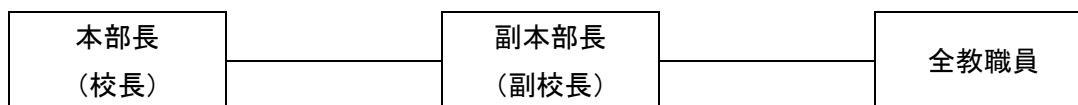
事故・災害発生時に円滑な組織対応を図るため、以下の基準に基づき、警戒本部、または災害対策本部を設置する。

本部体制	設置基準
警戒本部 (校長・副校長・教頭・事務長・総務課長・教務課長・生徒課長・研修課長・学年主任、応急対応要員※)	・震度 5 弱又は 5 強の地震が発生した場合 ・津波注意報が発表された場合 ・洪水注意報が発表された場合
災害対策本部 (全教職員)	・震度 6 強以上の地震が発生 ・津波警報、大津波警報が発表された場合 ・学区内で発生した災害により、大きな被害（避難所が開設されるレベル）が発生した場合 ・学校管理下で、死亡事故、又は理療に要する期間が 30 日以上を負傷や疾病その他重篤な事故・災害が発生した場合 ・学区内に多数の被害が同時発生（犯罪・テロ行為等）した場合

※応急対応要員（別冊資料参照）は、勤務時間外に警戒本部を設置する場合のみ。

(2) 指揮命令系統

事故・災害発生時の指揮命令系統及び指揮命令者の順位は、別冊資料のとおりとし、上位者が不在の場合には代理を務めることとする。なお、事故・災害発生時に校長が不在の場合には、本部長代理者により事故・災害に関する情報を迅速に校長に伝達することとし、校長は自らの所在を明らかにする。



2 地震災害における教育活動の実施基準

(1) 地震災害発生時の教育活動実施基準

状 況			基 準
地震	南海トラフ地震臨時情報	調査中	☐ 原則通常授業
		巨大地震警戒	☐ 原則通常授業
		巨大地震注意	☐ 原則通常授業
		調査終了	☐ 原則通常授業
	学校が所在する地域で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		☐ 直ちに教育活動を中止
	学校が所在する地域で震度 4 以下の地震が発生したとき		☐ 通常授業、ただし状況に応じて授業中止

3 地震発生時の対応

(1) 大規模地震発生時の対応

実施項目			実施者									
発生直後の安全確保	☐ 生徒に対し明確な指示を出す。		☐ 管理職 ☐ 授業者 ☐ HR担任 ☐ 全職員									
	「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる <table><tr><td>教室</td><td rowspan="4">頭を守る</td><td>机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない</td></tr><tr><td>廊下・階段</td><td>ガラスに注意して中央で伏せる</td></tr><tr><td>体育館</td><td>落下物に注意して中央で伏せる</td></tr><tr><td>グラウンド</td><td>校舎から離れ中央で伏せる</td></tr></table>			教室	頭を守る	机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない	廊下・階段	ガラスに注意して中央で伏せる	体育館	落下物に注意して中央で伏せる	グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる
	教室	頭を守る		机の下に隠れる（机の脚を持つ） 外に飛び出さない								
	廊下・階段			ガラスに注意して中央で伏せる								
	体育館			落下物に注意して中央で伏せる								
グラウンド	校舎から離れ中央で伏せる											
☐ 火気の消火（電源を切り・ガスの元栓を閉める）												
☐ 出入口を確保する。												
避難誘導	☐ 生徒の状況を把握し、明確な指示を出す。		☐ 管理職 ☐ 授業者 ☐ HR担任 ☐ 全職員									
	「押さない・走らない（※）・しゃべらない・戻らない」 頭部を保護し、余計な荷物を持たず、上履きのまま行動する											
	☐ 名簿、引渡しカード、ホイッスル等を携行し生徒を安全な場所に誘導する。											
	☐ 普通教室以外の場所にいる生徒の所在に配慮する。											
	☐ 隣接クラスが連携して避難し、集団の前後に教職員を配置する。											
	☐ 生徒の不安の緩和に努める。											
	☐ 避難の際に支援を要する者への対応に配慮する。											
	☐ 校内にいる人員の状況を把握する（点呼・欠席者・負傷者等）。											
	☐ 2次災害等の危険が予想された場合は直ちに安全な場所に避難する。											



避難完了後は、災害対策本部を設置し、各班の対応行動を開始する。

(2) 登下校時又は校外活動中における生徒への指導

指導項目	実施者
☐ 最寄りの避難場所等の安全な場所に避難すること。 ☐ バス・電車等では運転手・駅員の指示に従うこと。 ☐ 家庭や学校と連絡を取り、状況を報告し、指示に従うこと。 ☐ 流言等の不正確な情報に惑わされず行動すること。	☐ 防災教育担当者等

4 南海トラフ地震臨時情報

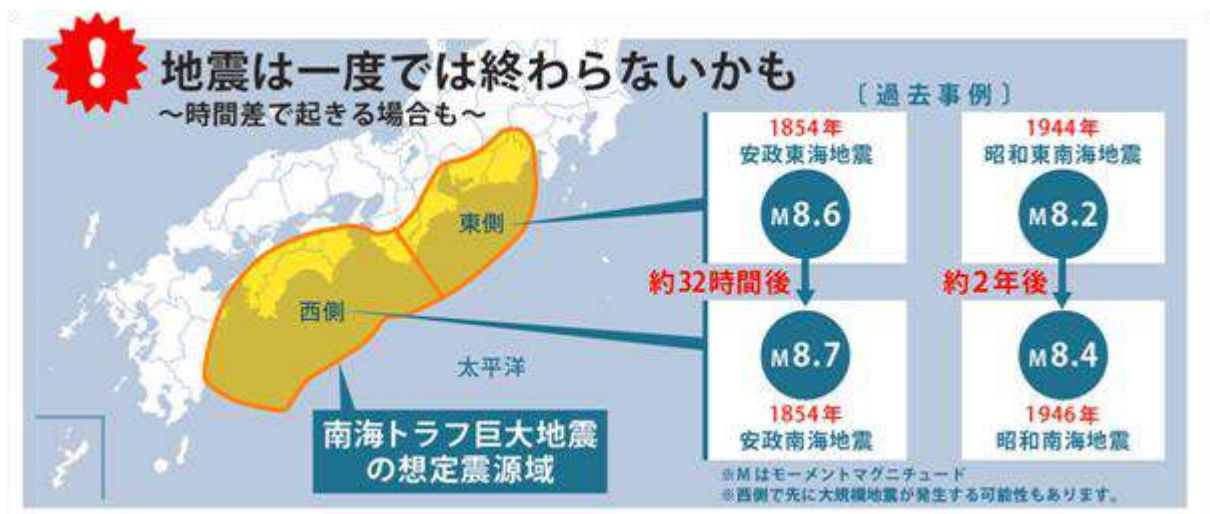
【「南海トラフ臨時情報」の発表条件】

南海トラフ地震 臨時情報

キーワード	調査中	■ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
	巨大地震警戒	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震注意	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

南海トラフ地震 関連解説情報

- 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合
- 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）

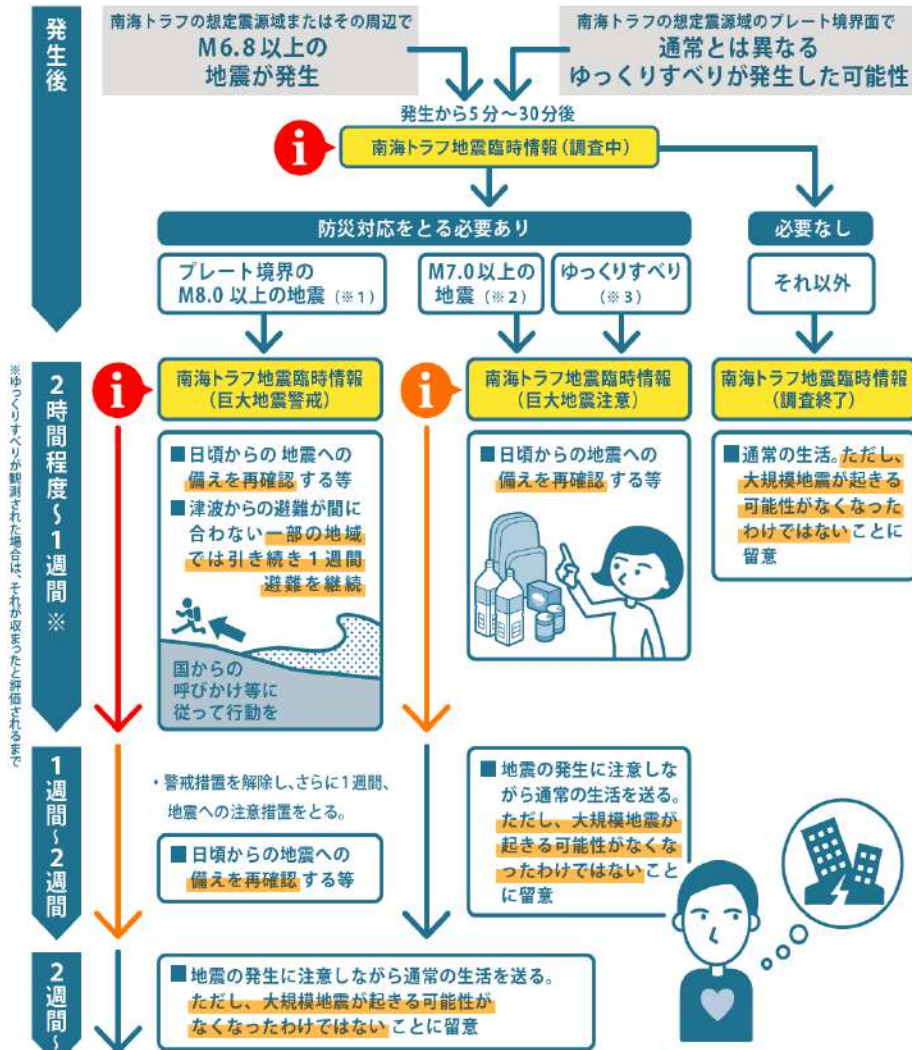




時間差で発生する巨大地震に備えましょう ～南海トラフ地震臨時情報～

- ・南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に気象庁から「南海トラフ地震臨時情報」が発表されます。
- ・政府や地方公共団体などからの呼びかけ等に応じた防災対応をとりましょう。

地震発生後の防災対応の流れ



- ※1 想定震源域のプレート境界で M8.0 以上の地震が発生
- ※2 想定震源域、またはその周辺で M7.0 以上の地震が発生（ただし、プレート境界の M8.0 以上の地震を除く）
- ※3 住民が揺れを感じることはない、プレート境界面のゆっくりとしたずれによる地殻変動を観測した場合など



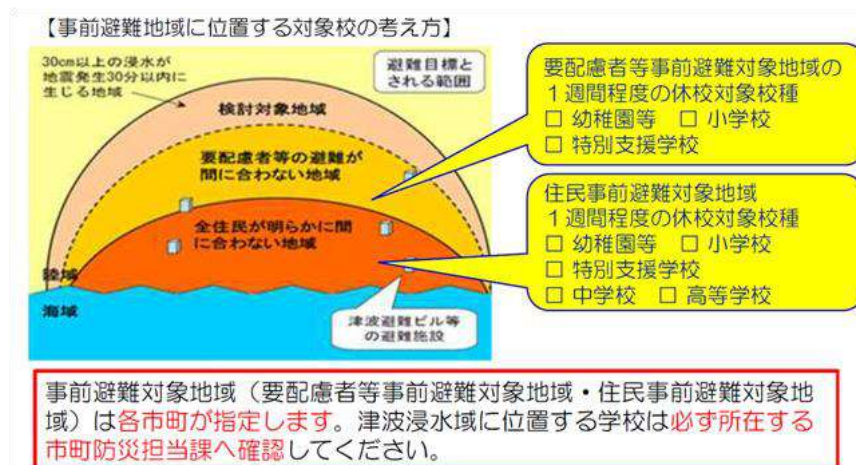
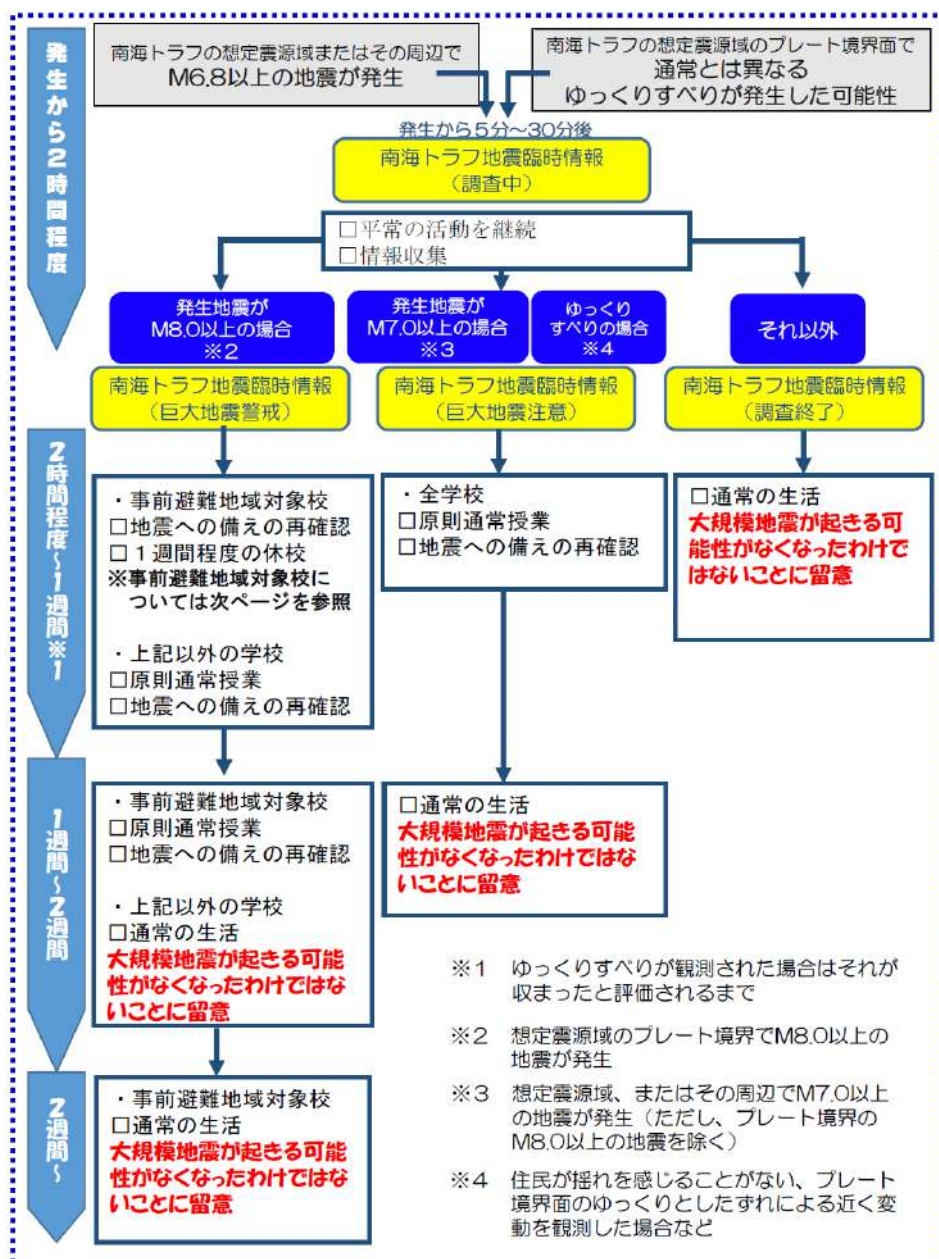
地震の発生に備えよう



自らの命、大切な人の命を守るために、今から準備しておきましょう

5 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の対応

(1) 南海トラフ地震臨時情報発表時の学校対応の流れ



(2)「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」発表時の対応

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業 ☐ 応急対策要員による情報収集 ☐ 校内放送等による連絡	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部

(3)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表時の対応

実施項目	実施者
☐ 授業中止（1週間程度の休校）の決定 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 地震への備えの再確認 （引渡しをする場合） ☐ 保護者への休校及び引渡し場所の連絡 ☐ 保護者引き渡し時の身元確認 ☐ 保護者引き渡し後状況把握	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員 ☐ 保護者対応班 ☐ 保護者対応班 ☐ 保護者対応班

(4)「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表時の対応（例）

実施項目	実施者
☐ 原則通常授業 ☐ 教育委員会との連絡調整 ☐ 保護者への学校対応の連絡 ☐ 地震への備えの再確認	☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部 ☐ 全職員

(5)「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」発表時の対応

実施項目	実施者
☐ 保護者への学校対応の連絡	☐ 災害対策本部

地震への備えの再確認事項

日頃の備え	再確認事項	確認方法または確認者
地震災害への対応	☐ 参集基準・教育活動実施基準 ☐ 各班の人員・役割 ☐ 緊急連絡先 ☐ 安否確認方法 ☐ 引渡し方法 ☐ 保護者への連絡（内容・方法・タイミング）	☐ マニュアル等で教職員の共通理解
持出品や備蓄品、機材の確認	☐ 頭部を保護するもの ☐ 避難行動に役立つもの ☐ 生活に役立つもの ☐ 救護に役立つもの	☐ 施設管理班による安全点検

生徒の安全	☐ 避難経路・避難場所 ☐ 登下校路の安全確認 ☐ 照明器具窓ガラスなどの非構造部材 ☐ 収納棚などの転倒防止対策	☐ 各班で確認
-------	--	--------------------------------

(2) 津波対策

1 津波警報・注意報発表時における教育活動実施基準

(1) 津波警報・注意報発表時の教育活動実施基準

注意報・警報	教育活動実施基準
津波注意報	<在校時> ☐ 平常授業
津波警報	<在校時> ☐ 学校周辺の状況を確認した上で、必要であれば教育活動を中止
大津波警報	<学校管理下外> ☐ 避難または自宅待機 ☐ 津波警報が解除され、登下校の安全が確保された時点で登校

(2) 津波警報・注意報発表時の学校の対応

注意報・警報	実施項目	実施者
津波注意報	☐ 教育活動継続	☐ 災害対策本部
津波警報	☐ 生徒・教職員の安否確認 ☐ 津波に関する情報（テレビ・ラジオ等） ☐ 関係機関への連絡調整	☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部 ☐ 災害対策本部
大津波警報	☐ 学区内（通学路）の状況把握 ☐ 近隣学校との情報交換 ☐ 保護者への連絡	☐ 施設管理班 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班

2 津波避難における留意事項

(1) 津波避難後の引渡し（帰宅）について

判断者	避難状態の解除を誰が行うのか、判断者の代理者は誰か
判断基準	☐ 大津波・津波警報は解除されているか。 ☐ 保護者等との連絡手段の確保できているか。 ☐ 利用できる交通機関はあるか。 ☐ 保護者の自家用車での来校は可能か。 ☐ 集団で帰宅させる場合、安全な下校路が確保できるか。 ※生徒及び引渡しする保護者の安全が確保されるまでは、引き渡しまたは、下校は実施しない。
引渡し（帰宅） 方法	☐ 集団で帰宅させる場合、移動中の避難先について生徒に調べさせる。 ☐ 津波浸水域を迂回したルートを考える。

(3) 風水害対策

1 気象警報、注意報等発表時の教育活動の実施基準

(1) 平常時の対策

- ☐ 立地環境と災害予測（各種ハザードマップ等を確認し、予測される災害をマニュアルに明記）
- ☐ 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイボスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
- ☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- ☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- ☐ 初動体制、連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）
- ☐ 避難先、避難経路等の確認
- ☐ 避難訓練の実施

(2) 教育活動の実施基準

情報		授業	対応
警 報	注意報 強風 大雨 洪水	平常 授業	☐ 安全に登校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	暴風	授業 中止	☐ 午前6時の時点で藤枝市または居住市町に警報が発表されている場合は午前11時まで自宅で待機 ☐ 午前11時の時点で警報が解除されていない場合は「1日休校」 ☐ 午前6時の時点で警報が解除されている場合は安全に登下校できることを確認した上で午後の授業に間に合うように登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機）
	大雨 洪水	平常授業 又は 授業中止	☐ 安全に登下校できることを確認した上で登校 ☐ 藤枝市から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校
	その他 気象警報	平常授業 又は 授業中止	☐ 安全に登下校できることを確認した上で登校（確認できない場合は学校に連絡の上自宅待機） ☐ 藤枝市から出される避難情報に留意し、安全を確保できない場合は、自宅待機または、休校

(3) 特別警報発表時における対応

種 類	対 応	
気 象 等	県内全域又は学校所在地の市町に特別警報が発表された場合	特別警報が解除され、かつ安全が確認されるまで、原則として教育活動は中止し、生徒および教職員の安全確保を徹底する。
	学校所在地以外の県内市町に特別警報が発表された場合	藤枝市に対し、特別警報が発表されていない場合であっても、生徒の居住地や通学状況等に十分配慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。

津 波	大津波警報発表時の対応とする。
火山噴火	噴火警報発表時の対応とする。
地 震 動	緊急地震速報発表時の対応とする。

2 気象警報等が発表された場合（又は発表が予見される場合）

（１）生徒在校時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）	実施者
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 教職員及び生徒への定期的な情報提供開始 ☐ 周辺校や関係機関との情報共有	☐ 災害対策本部
2 授業中止等の対応の検討・決定	
☐ 教職員及び生徒に連絡 ※授業を継続する場合は情報収集・提供を継続 ☐ 教育委員会等への報告	☐ 災害対策本部 ☐ 生徒班
3 下校対応	
☐ 通学路、交通機関等の状況を把握 （安全が確認できた場合） ☐ 注意喚起をした上で、状況が悪化する前に速やかに下校させる （安全が確認できない場合） ☐ 留置き、引渡し等の措置の検討、実施 （必要に応じて） ☐ 保護者への連絡	☐ 施設管理班 ☐ 生徒班 ☐ 災害対策本部 ☐ 保護者対応班

（２）児童生徒不在時の対応

1 警報等発表時（又は警報等の発表が予見できたとき）
☐ テレビ、ラジオ、インターネット等からの情報収集体制強化 ☐ 指示・連絡体制の確認 ☐ 必要な教職員の参集（管理職等） ☐ 周辺校や関係機関との情報共有 ☐ 生徒、保護者への連絡方法の確認
2 休校等の対応の決定・連絡
☐ 各校の授業等の実施基準に基づき対応を決定 ☐ 必要に応じて児童生徒、保護者等に連絡 ※2章-6-（３）保護者等への非常時の通信手段の確保を参照 ☐ 教育委員会への報告 ※静岡県立学校管理規則第3条第2項 「非常変災その他急迫の事情のため臨時に、授業の一部又は全部を行わない場合は、校長は、直ちにその旨を教育委員会に報告しなければならない」

3 「積乱雲の発生にともなう「竜巻」「雷」「局地的大雨」への対応

「教職員のための危機対応BOOK」（静岡県教育委員会）

② 竜巻・雷・局地的大雨発生時の初動対応

1. 危険の察知



2. 身を守る指示



(4) 原子力災害対策

1 原子力災害対策の基礎知識

(1) 原子力災害について

「原子力防災のしおり 平成29年3月」(静岡県)

原子力災害とは、 なんですか？

原子力発電所の事故により、発電所から放射性物質が外にもれてしまうことをいいます。

原子力災害は、自然災害と比べ、主に次のような特徴があります。

放射性物質は、放射線を放出しながら雲のようなかたまりとなって風下へ広がります。

放射性物質や放射線は人間の五感で感知することができませんが、放射線測定器を用いることにより検知することができます。

放射線による被ばくから身を守るためには屋内退避や避難などの防護措置が必要となります。



放射線を浴びることを被ばくといい、身体の外から被ばくする外部被ばくと、食べ物や呼吸によって身体の中から被ばくする内部被ばくがあります。

原子力災害対策を重点的に 行う地域はどこですか？

中部電力浜岡原子力発電所は、遠州灘に面した御前崎市佐倉に立地しています。原子力災害対策を重点的に実施すべき地域として、県では発電所から概ね半径31km圏内の地域を設定しています。



どんなときに どんな指示が出るの？

原子力発電所で事故が発生した場合は、発電所がどうなっているか、放射性物質が放出されているか、放射線の測定(モニタリング)結果はどうか、に基づき、屋内退避や避難などの必要な防護措置が判断され、指示が出されます。

発電所の状況に基づく判断(放射性物質の放出前)

事例	緊急事態区分	PAZの防護措置	UPZの防護措置
県内で 震度6弱以上の 地震が観測 された時など	警戒事態 異常事態の発生、または そのおそれがあるとき	要配慮者等の避難準備	情報収集
発電所の 全交流電源が 喪失した状態が 継続した時など	施設敷地緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性があるとき	要配慮者等の避難実施 一般住民に避難準備を 行うよう 指示が出ます。	屋内退避の準備を 行うよう 指示が出ます。
原子炉を冷却する 全ての機能を喪失 した時など	全面緊急事態 放射線による影響が起こる 可能性が高いとき	全住民の避難、 安定ヨウ素剤の服用の 指示が出ます。	屋内退避の実施や 避難・一時移転の 準備を行うよう 指示が出ます。

空間放射線量率に基づく判断(放射性物質の放出後)

放射線モニタリングの値	防 護 措 置
500 μ Sv/h超過	数時間以内を目途に区域を特定し、 速やかに(1日以内を目安)避難するよう指示が出ます。
20 μ Sv/h超過	1週間程度内に移転する 一時移転の指示が出ます。
0.5 μ Sv/h超過	飲食物を検査する区域を決め、 検査結果によっては摂取制限を行います。

μ Sv：マイクロシーベルト

原子力発電所で 緊急事態が発生したら

万が一、原子力発電所で**緊急事態**が発生し、放射性物質の放出による影響が周辺地域に及ぶ、又はそのおそれがある場合には、国、県、市町などの防災関係機関は、防災計画に基づき、皆様の健康と安全を守るために様々な防災活動を行います。これらの状況については、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、広報車などにより、そのつど住民の皆様へお知らせします。情報に従い落ちついて行動してください。



慌てて行動せず、次の情報がでるまで屋内で退避しましょう。



うわさやデマに惑わされないようにしましょう。

県や市町からの正しい情報にしたがって行動しましょう。おかしいと思ったら、複数の公共放送で確認してください。



電話の使用は極力控えましょう。

安否情報の確認などは、「災害時伝言ダイヤル171」などを利用しましょう。



おとなりさん・ご近所さんとの情報の確認をしましょう。

お年よりや体の不自由な方には、特に声をかけましょう。

原子力災害が発生したときは発電所の事故の状況や緊急時モニタリングによる放射線の実測値などに基づき屋内退避や避難などの防護措置が決定されます。

住民が一斉に避難を開始すると、交通網が混乱し、いたるところで大渋滞が発生することで避難時間が長くなるとのシミュレーションの結果があります。

みなさんができるだけスムーズに避難でき、被ばくを最小限にとどめられるよう、屋内退避や避難の指示に基づいて冷静な行動をお願いします。

静岡県原子力防災ポータル

静岡県では浜岡原子力発電所の状況、緊急時モニタリングの情報、避難指示等の範囲、避難ルートなどの情報をパソコンやスマートフォン等で見る事ができるシステムを開発しました。(H28.3)

静岡県のホームページからアクセスできます。(http://shizuoka.force.com/shizuokandp)

QRコードでも
アクセス可能



屋内退避の 指示が出されたら

自宅などの屋内に入り、できる限り外気に触れないよう、ドアや窓を全部閉めてください。
建物に入ると被ばくを減らすことができます。コンクリートなどの気密性の高い建物はより効果的です。



放射性プルーム(放射性物質が雲状になったもの)が通過する時に屋外で行動すると、かえって被ばくが増すおそれがあります。屋内退避によって放射性物質をできるだけ避けたほうが、被ばく量を少なくすることができます。

(学校の場合)

- ☐ 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。
- ☐ 避難等に備え、マスク配布の準備をする。
- ☐ 長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。
- ☐ 自治体等からの指示に迅速に対応できるよう、身支度を整えさせる。
- ☐ 今後の動きや留意点(保護者への引渡し・避難・家族との合流、防護対策等)を生徒に説明する。
- ☐ 一斉メール等を活用し、学校の対応(屋内退避)等について保護者に連絡する。

2 浜岡地域原子力災害広域避難計画

(1) 避難先市町（県内の避難先及び協議をしている都県、市区町村）

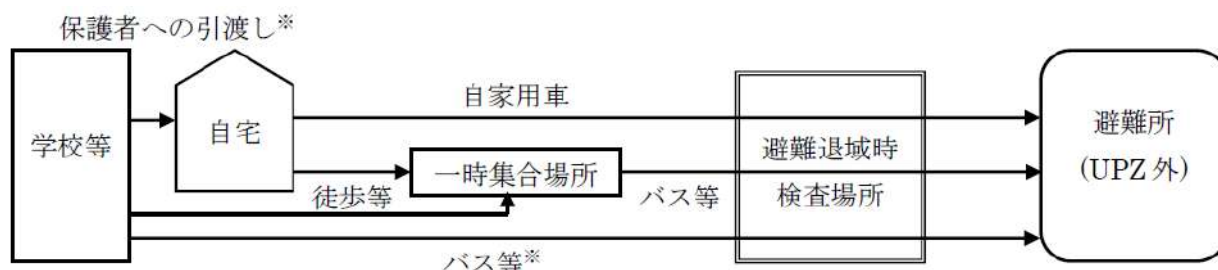
避難先 1：原子力災害が単独で発生した場合等

避難先 2：大規模地震との複合災害などで避難先 1 に避難できない場合

市町名	PAZ	UPZ	避難先 1	避難先 2
藤枝市		△	神奈川県（全 33 市町村）	埼玉県（全 63 市町村）

注）PAZ・UPZの対象範囲が市町域の全域に及ぶ場合は○、一部の場合は△

(2) 学校等の避難フロー（PAZ・UPZ 共通）（例）



※ 保護者への引渡しを原則とするが、引渡しが出来ない場合には、市町の指示によりバス等により避難するものとする（バス等の確保は県が国の支援、交通関係機関の協力を受ける。）。

（『浜岡地域原子力災害広域避難計画 H30.6 月修正』（静岡県危機管理部）参照）

3 原子力施設において異常な事態が発生した場合に備えた学校の対応

(1) PAZ 又は UPZ 圏内から通学している児童生徒への対応

事前の準備	☐ 原子力発電所のある地域から通学している生徒がいる場合は名簿を作成し、原子力災害発生時の対応について保護者と共通理解を図る。
原子力施設において異常な事態が発生した場合	☐ 災害発生状況を把握し、当該生徒に正確な情報を伝える。 ☐ 原子力災害の場合、自家用車避難を原則とすることから、 保護者と生徒が可能な限り一緒に行動できるよう下校又は引渡しの時期を判断する。 ☐ 下校又は保護者への引渡しができない場合は、学校で待機させ、教職員とともに行動する。

(2) UPZ 内の学校における対応

UPZ 内の学校は、放射性物質が漏洩した場合、自治体の指示に従い、生徒を引率して避難することもありうるため、可能な限りそれ以前の段階での下校又は引渡しが行なわれるよう努めること。

	警戒事態	施設敷地緊急事態 (屋内退避準備)	全面緊急事態 (屋内退避)
学校が直ちに取るべき対応	☐ 直ちに教育活動を中止 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 下校又は引渡し ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡	☐ 直ちに教育活動を中止 ☐ 屋内退避準備 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 下校又は屋内での引渡し ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡	☐ 直ちに教育活動を中止 ☐ 屋内退避 ☐ 学校の対応を保護者に連絡 ☐ 屋内での引渡し ☐ 上記の対応を教育委員会に連絡
下校又は引渡しができない生徒の対応	☐ 学校等に留め置き	☐ 学校等の屋内に留め置き	☐ 学校等の屋内に留め置き

(3) 下校・引渡しのルール（まとめ） 上段:警戒事態 中段:施設敷地緊急事態 下段:全面緊急事態

		児童生徒の居住地		
		PAZ内	UPZ内	UPZ外
学校	UPZ内	【下校又は引渡し】		
		【引渡し】	【下校又は引渡し】	
		【引渡し】		

(※) 自治体から避難指示が出るまでは可能な限り【引渡し】を継続

(5) 火山災害対策

1 火山災害の基礎知識

(1) 噴火警戒レベルと噴火警報

富士山や伊豆東部火山群の火山活動に異常が観測された際には、気象庁から噴火警戒レベルや噴火警報が発表され、これらに応じた避難の指示等が市町から伝えられる。

予報 警報	レベル	火山活動の状況と住民等の行動	富士山	伊豆東部 火山群
噴火警報	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している場合に発表されます。危険な地域からの避難が必要です。	○	○
	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まっている場合に発表されます。警戒が必要な地域からの避難や避難準備が必要です。	○	○
火口周辺警報	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合に発表されます。危険な地域への立ち入りが規制されます。	○	(※)
	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想された場合に発表されます。火口周辺への立ち入りが規制されます。	(※)	(※)
噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏な状況です。特別な対応は必要ありません。	○	○

※ 噴火の可能性が高まっていく段階では、富士山ではレベル3以上、伊豆東部火山群では、レベル4以上が発表される。

2 警報発令時及び噴火発生時の対応

	レベル	教育活動の実施基準	下校・引渡しのルール
警報 噴火	レベル5	☐ 教育活動を中止	☐ 下校又は引渡し
	レベル4		
警報 火口周辺	レベル3	☐ 避難準備を整えた上で教育活動を継続 ☐ 校外、屋外での活動は中止	☐ 必要に応じて下校又は引渡しの準備(※)
	レベル2	☐ 平常授業	☐ 通常どおり
噴火予報	レベル1	☐ 平常授業	☐ 通常どおり

※保護者と生徒と一緒に避難できるよう、一段階前のレベルで下校又は引渡しを開始する場合もある。

(6) 国民保護対策

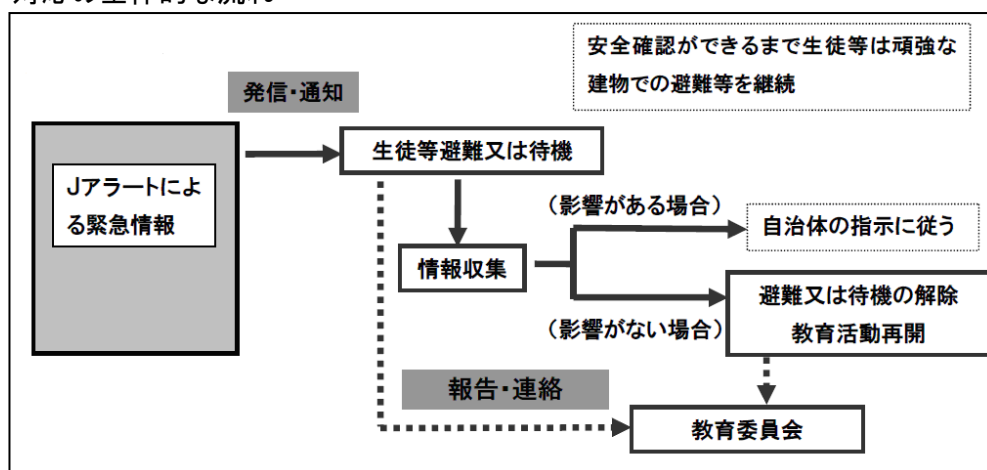
1 ミサイル発射後に出されるJアラート警報時の対応について

(1) 具体的対応

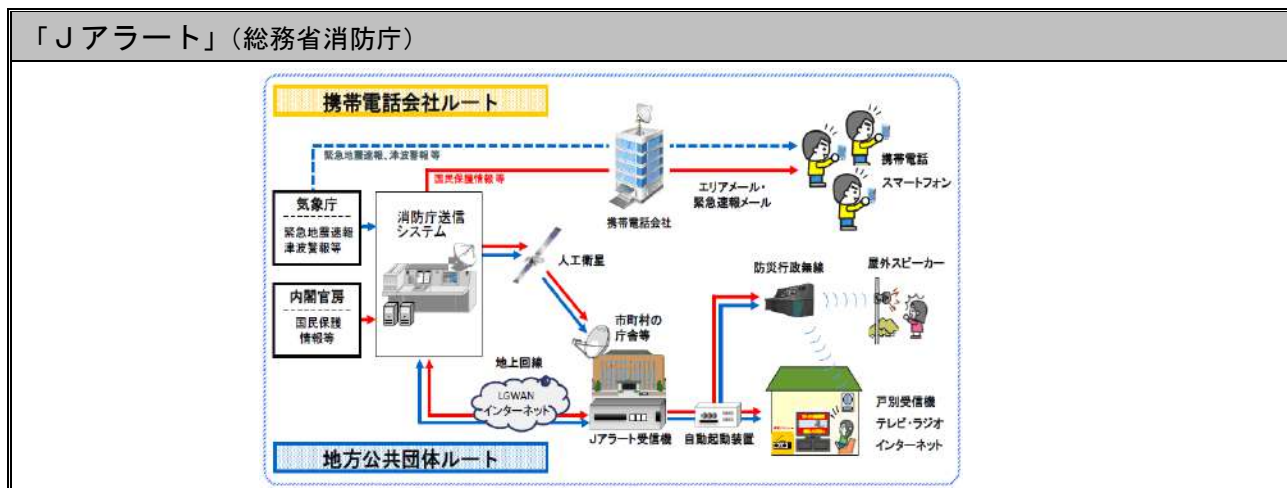
1 事前の対応	
☐ マニュアルの見直し・整備	・「Jアラートにより緊急情報が発信された場合は1校時を休講とする」等、教育活動の中止基準の明確化 等
☐ 学校環境の安全点検及び整理整頓	
☐ 生徒・保護者・教職員によるJアラート警報時の対応策の共通理解	・Jアラート警報時の行動について、生徒に指導
☐ 避難訓練の実施	
2 事後の対応	
Jアラートによる緊急情報（ミサイル発射）の発信時	
始業前	☐ 生徒に対し、避難や自宅待機を指示 ☐ 休校、短縮授業の措置を取る場合はその旨連絡するとともに教育委員会に報告 ☐ 避難行動 ・出勤前の場合は、自宅待機 ・出勤途上の場合は、近くの建物や地下に避難するか、近くに建物等がない場合は地面に伏せ頭部等を守る ・出勤後の場合は、校内にいる生徒へ避難を指示するとともに自らも避難 ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
在校中	☐ 授業を中止し、生徒に避難行動を指示 ・屋外にいる場合は、校舎等の建物内に生徒を避難 ・屋内にいる場合は、室内を密閉し、できる限り窓から離れる ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
放課後	☐ 校内に生徒がいる場合は、屋内避難

	☐ 部活動等を行っている場合は中止 ☐ テレビやラジオ、携帯電話等での情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル通過＝影響がない場合）の発信時	
始業前	☐ 児童生徒に対し、避難や自宅待機の解除を通知 ☐ 避難行動をやめ、出勤 ☐ 引き続き、情報収集
在校中	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示し、授業を再開 ☐ 引き続き、情報収集
放課後	☐ 避難行動をやめるよう生徒に指示 ☐ 部活動等の再開の判断をし、生徒に伝達 ☐ 引き続き、情報収集
Jアラートによる緊急情報（ミサイル落下＝影響がある場合）の発信時	
全時間帯	☐ 生徒の安全を最優先し、避難指示をするとともに自らも避難行動 ☐ 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い屋内または風上へ避難 ☐ 引き続き、情報収集 ☐ 自治体から指示があった場合は、指示に従って行動

（参考）対応の全体的な流れ



（２）全国瞬時警報システム（Jアラート）



(3) 学校の対応

全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～学校の対応編～

事前対応

- ・「全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について～行動編～」等を参考に、児童生徒に対しJアラート警報時の行動や体勢等を指導する
- ・Jアラート警報時の行動、学校の対応について、保護者に周知する

授業中断等の基準

・始業前:

・授業中:

学校の対応を記載

授業中断等の判断について(参考)

ミサイルの発射条件によっては、極めて短時間(1,600kmほどの距離を約10分)で飛来することが予想されるため、中断や登校時間を遅らせる等については速やかな判断が求められる。

ミサイルが発射された場合

始業前

- ・登校前の児童生徒は、自宅待機させる(事前指導)
- ・授業開始を遅らせる等の措置を取り、児童生徒、保護者に通知する

登下校中

- ・登下校中の児童生徒は近くの建物に避難させる(事前指導)
- ・電車やバス(乗合バス)に乗車している場合は、事業者の指示に従う(事前指導)
- ・スクールバス乗車中の場合は、バスを降り近くの建物に避難するか、バスに乗車したまま比較的安全な場所(地下やトンネル等)に移動し、避難姿勢をとる(事前指導)

児童生徒在校時

- ・教育活動中止し、児童生徒を速やかに屋内(校舎等)に避難させる
- ・屋内(校舎、寄宿舎等)にいる場合は、爆風により窓ガラス等が吹き飛ぶおそれがあるため、できる限り窓から離れさせる

放課後(児童生徒が残っている場合)

- ・課外活動(部活動等)を行っている場合は中止し、児童生徒を屋内(校舎等)に避難させる

ミサイルが通過した場合

- ・安全が確認でき次第避難行動をやめ、教育活動等を再開する
- ・引き続き、テレビやラジオ、インターネット等で情報を収集する

静岡県教育委員会



全国瞬時警報システム(Jアラート)警報時の対応について ～行動編～

Jアラート警報の意味を理解し、情報収集しながら適切な行動に努めてください

ミサイルが発射された場合

- ・ 屋内にいる場合
 - － 窓から離れるか、窓のない部屋に移動する
- ・ 屋外にいる場合
 - － 近くの建物(できればコンクリート造り等頑丈な建物)や地下に避難する
- ・ 近くに建物がない場合
 - － 物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る



☆ポイント

ミサイル着弾時に爆風や破片等による被害を避けるための避難行動をとること

ミサイルが落下した場合

- ・ 屋内にいる場合
 - － 換気扇を止め、窓を閉め、目張りして室内を密閉する
- ・ 屋外にいる場合
 - － 口と鼻をハンカチで覆いながら直ちに現場を離れ、密閉性の高い建物又は風上に避難する
- ・ テレビ、ラジオ、インターネット等で情報を収集する
- ・ 行政からの指示(同報無線等)があれば、指示に従う

☆ポイント

弾頭の種類に応じて被害の様相や対応が異なるため、避難行動を続けながら情報を収集すること

ミサイルが通過した場合

- ・ 避難行動をやめ、引き続き情報収集に努める
- ・ 落下物らしきものを発見した場合は決して近寄らず、警察・消防に連絡する
- ・ 防災行政無線等による指示があった場合は指示に従って行動する



参考: 国民保護ポータルサイト

静岡県教育委員会

(7) その他

1 大規模停電発生時における学校の対応

(1) 事前の対応

- ☐ 気象情報の収集（静岡地方気象台 HP／サイボスレーダー／静岡県地理情報システム 等）
- ☐ 防災設備等の確認、必需品の備蓄
- ☐ 授業等の実施基準の決定と保護者等への周知
- ☐ 連絡体制の確立（教職員、生徒、保護者、行政・防災関係機関）

(2) 大規模停電発生時における教育活動の実施基準

状況		基準
大規模 停電	☐ 信号機の消灯など、通学時の安全が確保できない ☐ トイレ等の生活用水が確保できない ☐ 十分な照度が確保できない等、授業実施に支障がある	原則として休校

(3) 大規模停電発生時の対応

実施項目	実施者
☐ 施設の安全点検 ☐ 通学路等の安全確保の確認 ☐ トイレ等の生活用水の確認 ☐ 授業実施等の判断 ☐ 生徒・保護者・教職員への連絡 ☐ 非常電源の確保	☐ 応急対策要員

2 生徒の引渡し及び待機

(1) 引渡しのルール

状況		基準
学校を含む 地域の震度	震度 4 以下	☐ 状況に応じて下校。 ☐ 交通機関に混乱が生じている場合や、通学路の安全が確認できない場合は学校で待機させる。
	震度 5 弱以上	☐ 原則として、安全が確認できるまでは学校で待機させる。 ☐ 安全が確認されたら、保護者への引渡し等、地震の規模、被災状況に応じて適切に判断する。

(2) 引渡しにおける留意事項

- ☐ 保護者への引渡しが困難になることも踏まえ、祖父母等も含め、複数の引受人を把握しておく。
- ☐ 地域ごと集団で下校させるなど、安全確保上の配慮を徹底する。
- ☐ 生徒の下校後の状況把握に努める（避難先・家族や自宅の被害等）。
- ☐ 保護者に引渡しした後においても、安全に帰宅できることが確認されるまでは保護者とともに学校に留め置くなどの対応も必要である。

(3) 引渡し手順

	災害対策本部	児童生徒・保護者対応班
事前	①引渡し場所（生徒等待機場所）決定 ②保護者を誘導・引渡し方法説明	①引渡しカード準備 ②生徒を待機場所へ移動
引渡し		③引渡しカードの照合 ④引渡し後の連絡先の確認 ⑤引渡し状況の報告
事後	③引渡し状況の集約 ④引渡し完了していない児童生徒の保護	⑥引渡し完了していない生徒の保護
	【学校待機の留意点】 ☐ 長時間の待機又は宿泊施設の確保 ☐ 食料・寝具の確保 ☐ 生徒の身体的・精神的ケア	

(4) 緊急時引渡しカード（例）

緊急時引渡しカード			
学 年 ・ 組 ・ 氏 名	年 組 番 氏 名 (男 女)		
住 所	〒		
上記住所における避難 所等	(避 難 場 所)		
	(避 難 所)		
本 校 在 学 兄 弟 等	年 組 番 氏 名 (男 女)		
	年 組 番 氏 名 (男 女)		
緊急時の引受人（実際に学校に迎えに来る人・保護者以外を含む）			
順位	引受人名	本人との関係	電話番号
1			(自宅) (携帯)
			(その他・職場等)
2			(自宅) (携帯)
			(その他・職場等)
3			(自宅) (携帯)
			(その他・職場等)
太枠内は引受人が署名			
引受人署名		引渡し日時	引渡した教職員
		月 日 時 分	
引渡し後の連絡先 (☐ 自宅 ☐ 自宅以外)			

1 教育活動の再開に向けた流れ

学校は、地域住民の一時的な避難地や避難所としての役割を担っているが、本来は教育施設であり、基本的には教育活動の場であることに留意しなければならない。したがって、学校の教育活動の早期正常化（学校再開）のため、災害発生後の応急対応と教育活動再開に向けた準備との両立を想定し、対策を立てる必要がある。

（１）教育活動の再開に向けて必要な取組

I 教育環境の維持と整備	
①災害対策本部の立ち上げ	⑤教育活動再開についての検討、決定
②教育活動再開に必要な教室の確保	⑥遺族対応
③非常持出品、重要書類、鍵の搬出及び管理	⑦報道対応
④避難所開設及び運営支援	
II 備蓄品の確保及び施設・設備の安全点検	
①災害用機材の準備（発電機、ろ過機 等）	④ライフラインの状況確認
②飲料水、食料、寝具等の調達、管理	⑤破損箇所の修繕の申請、依頼
③救援物資の受け取り、仕分け、保管 等	
III 傷病者の対応と児童生徒の心のケア	
①組織体制、役割分担	④職員研修の実施
②生徒の健康チェック	⑤ストレス反応が出ている児童生徒への対応
③心のケア委員会の設置	
IV 生徒の安否確認と被災状況確認	
①生徒が避難予定の避難所を把握	③安否不明生徒の搜索、救助
②生徒の状況と健康状態の把握	④保護者への引渡し
V 教職員の安否確認と被災状況確認	
①教職員が避難予定の避難所を把握	
②教職員の健康チェック	
VI 外部機関との調整	
①教育委員会との連絡、調整	

学校再開に向けた校内組織対応（例：生徒在校中に発災し、発災から1ヵ月程度での再開を目標としたケース）

- ・発災直後の応急体制と教育活動の早期正常化（学校再開）再開を両立できるような流れを意識すること。
- ・※は継続して行う事項

	～3日程度	～1週間程度	～2週間程度	～1ヶ月程度（学校再開）
災害対策本部	☐ 災害に関する情報収集 ☐ 通信手段の確保（防災無線等） ☐ 情報の発信（学校HP、一斉メール等） ・学校の被害情報、休校情報 等 ☐ 市町災害対策本部、教育委員会へ被害状況の報告 ☐ 生徒及び教職員の被害状況の集約 ☐ 関係機関との協力体制の確立 ☐ 危険箇所の集約、応急危険度判定依頼 ☐ 報道対応 ☐ 遺族対応 《住民等対応》 ☐ 避難所運営支援 ・市町職員、自主防災組織との連携	☐ 災害に関する情報収集※ ☐ 情報の発信（学校HP、一斉メール等）※ ・学校の被害情報、休校情報 等 ☐ 教育委員会と復旧方策と再開場所の調整 ☐ 学校再開日の検討 ☐ 応急教育、カリキュラムの検討・作成 ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ ☐ ボランティアの受け入れ、配置 《住民等対応》 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議	☐ 災害に関する情報収集※ ☐ 情報の発信（学校HP、一斉メール等）※ ・学校再開関係 ☐ 学校再開場所、再開日の決定 ☐ 応急教育計画の作成（教材等の確保・手配） ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ 《住民等対応》 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議※	☐ 学校再開に関する保護者説明会 ☐ 教育活動再開の連絡 （学校HP、一斉メール、連絡網等） ☐ 災害対策本部閉鎖 ☐ 避難所縮小・解消閉鎖 ☐ 報道対応※ ☐ 遺族対応※ 《住民等対応》 ☐ 避難所運営支援※ ☐ 避難所縮小・解消に向けた協議※
生徒・保護者対応班	☐ 家庭訪問、避難所巡回 ・安否確認、居場所（避難先）の確認 ☐ 引渡し完了していない生徒の避難生活支援 ☐ 保護者等への引渡し ☐ 生徒の被災状況の把握	☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・健康観察・怪我の有無 ・生徒の心身の状態把握 ・被災状況の把握（家族を含む）	☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・生徒の配慮事項の確認 ・生徒の心身の状態把握※	☐ 家庭訪問、避難所巡回※ ・生徒の心身の状態把握※

施設管理班	搬入・搬出	☐ 非常持出品、重要書類等の管理 ☐ 鍵の管理 ☐ 必要な学用品、教材の調査 ☐ 物資（食料、学用品等）の受入、管理	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保 ☐ 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保※ ☐ 物資（食料、学用品等）の受入、管理※	☐ 非常持出品、重要書類等の管理※ ☐ 学用品等の確保※ ☐ 物資（学用品等）の整備
	安全点検・消火	☐ 被害状況、危険箇所の調査(含写真撮影) ☐ ライフラインの状況確認	☐ 被害状況、危険箇所の調査※ ☐ 学校周辺、通学路の安全点検	☐ 被害状況、危険箇所の調査※ ☐ 学校周辺・通学路の安全点検※ ☐ 通学路の決定	☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） ☐ 校舎内外、避難所巡視
	応急復旧	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等 ・トイレの衛生管理、生ごみ等の片付け ☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃） ・ガラス等の飛散物撤去、転倒備品の復旧	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ ☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ ☐ ライフラインの復旧状況の確認 ☐ スクールバス運行ルートの検討	☐ 校舎内外及び避難所の環境衛生管理等※ ☐ 校舎内外の復旧及び整備（清掃）※ ☐ 給食再開に向けての準備、献立等の検討 ☐ ライフラインの復旧状況の確認※	
救護班		☐ 負傷者の応急手当（容態に応じて搬送） ☐ 急病人、体調不良者の対応 ☐ 学校医、関係医療機関との連携 ☐ 心のケア班との連携	☐ 教職員の健康状態の確認 ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※	☐ 教職員の健康状態の確認※ ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※	☐ 教職員の健康状態の確認※ ☐ 水質管理 ☐ 急病人、体調不良者の対応※ ☐ 学校医、関係医療機関との連携※ ☐ 心のケア班との連携※
心のケア班		☐ 心のケアに向けての組織体制・役割分担 ☐ スクールカウンセラー派遣のための調査 ☐ 生徒及び教職員の健康チェック ☐ 生徒への対応	☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 生徒への対応※ ☐ 心のケアに関する資料の作成、配布	☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 生徒への対応※ ☐ 職員研修	☐ 生徒及び職員の健康チェック※ ☐ 保健師や心のケアチームの巡回に関する情報収集

《留意事項》

- ・上表に示した日数は、発災から1ヶ月程度で学校を再開するための目安であり、できる限り期間を短縮して学校再開を目指すこと。
- ・学校再開後も、心のケアをはじめとした必要な災害復旧を継続すること。

2 心のケア

(1) 生徒のストレス反応

ストレス反応は、いつもと違うショックを受けたときの自然な反応である。しかし、反応の強さや表れ方は人によって異なる。また、年代によっても表れ方が異なる。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

中・高校生の特徴

- 気分の落ち込みや身体症状が目立つ。
- 友達との付き合いをさける。ときには不登校になる。
- 学校の成績が下がる。
- ときには非行や暴力として表れることもある。

ストレス反応が強い人の特徴

同じ災害を体験しても、**ストレス反応の表れ方は人それぞれ**です。次の点に当てはまる人はストレス反応が強く表れると言われています。安心できる人に早めに相談しましょう。

- 災害でとても怖いことや大切な人や物をなくす体験をした。
- 長時間、閉じ込められた。家が壊れた。
- もともと怖がりだったり、心配性なところがある。
- 災害の前から人との付き合いに苦労している。
- 家族や周囲の支えが十分でない。
- 災害の前にすごくショックな体験をしている。
- 発達障害など、災害前から支援を必要としている。

(2) 日常生活でのケア

周囲の人が落ち着いた態度で温かく接することで、心の緊張がとけて、安心感や元気が回復する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケア

側にいる人が日常生活の中でできるケアもあります。

日々のこまめな声かけと会話

顔を見合わせての挨拶、日常生活のなんでもない会話など普通の生活を送る中で心が落ち着いてきます。



状態変化の把握

一見、元気に見えても、重い心の傷や喪失感を抱えていることがあります。注意深く生活の様子を見ていきましょう。

遊びや作業を通じた心のケア

遊び、趣味や共同作業を通じて、「心の絆」を実感し、心の緊張をとくことができます。

(3) 心のケアの注意点

家庭と学校で違った反応が表れていることがあるため、スクールカウンセラー（ＳＣ）等の専門家や家庭と連携してケアを行う。ケアを行う際は、支援者（＝教職員等）も被災者であることを意識し、休息を取りながら実施する。

「支援者のための災害後の心のケアハンドブック」（静岡大学防災総合センター）

日常生活でのケアの留意点

年齢に応じた対応を心がける

- 年齢によりストレス反応が異なる場合があります。人によって、おもてに表れにくいことがあるため、小さな変化に注意して声かけをしてください。
- スキンシップは年齢相応の形にしましょう。

長期的に経過を見ていく

- 遅れてストレス反応が出たり、1年後など節目となるタイミングでストレス反応がぶり返したりすることがあります。
- 数年単位で経過を見ていく視点も必要です。

家庭、専門家、医療機関との連携

- 家庭では、家庭以外の場と違った反応が表れていることがあります。学校や職場と連絡を取り合ってください。
- 気になる症状が1ヵ月以上続いたり、悪化していく場合は専門家や医療機関に相談しましょう。



支援者も被災者です

支援者も自分のストレス反応を把握して、長期戦に備えて**積極的な休息**をとりましょう。



- 倒れないことを心掛ける。
- メリハリをつける。休めるときはきちんと休む。
- 疲れは後からやってくる。きちんと寝て、食べる。
- 独りで抱え込まない。上司や同僚と話をする。
- 1日1回はリラックスタイムをとる。（お茶、お風呂、仮眠等）

(4) 生徒の健康チェックについて

「健康チェックシート」(参考：県立浜松特別支援学校防災マニュアル)

健康チェックシート

年 組 番 男・女 名前

No	健康状態 (健康チェックリスト項目に相当)	／	／	／	／	対応
1	食欲がない					・無理をしなくて、本人の好むものを摂取する。水分はこまめに摂る。
2	眠れない					・苦痛を和らげる手当をせしたり、話を聴いたりして安心感を与える。
3	眠気が強い、うとうとする					・症状が1週間以上続く場合は、医療機関に相談する。
4	体の痛み(頭痛、腹痛など)					・発災前から服薬している場合は、継続して服薬が必要。薬が切れてあわてることがないように早めの受診を勧める。
5	吐き気がする					(平常時の症状より悪化する場合があるので、注意深く観察)
6	下痢をしている					
7	皮膚がかゆい					
8	発作の回数が増える					
9	体重減少あるいは急激な体重増加					
10	家に帰りたくない					・叱咤激励は禁物。気持ちを受け止めることで、素直な気持ちを表せるようにする。
11	学校に行きたくない					・時間を割いて相手をする、添い寝するなど、安心・安全な生活を続けられるようにする。
12	怖いこと心配事がある					・症状が強かったり、長引いたり、ひどくなっていくようであれば、医療機関に相談する。
13	落ち着きがない					(急性ストレス障害や外傷後ストレス障害に留意する)
14	ぼんやりすることが多い					↓ 下記参照
15	イライラしている					最初は症状が目立たなかったり、2、3ヵ月後に現れるケースもある。
16	元気がなく、意欲が低下している					被災後はなるべく長期にわたり、健康観察を続けていくことが望ましい。
17	ハイテンションである					
18	あまり話さなくなった					
19	物音に敏感になる					
20	人が違ったように見えることがある					
21	こだわりが強くなる					
22	パニックの回数が増える					
23	薬の服用ができていない					

(5) 急性ストレス障害 (ASD) と外傷後ストレス障害 (PTSD) の健康観察のポイント

持続的な再体験症状	☐ 体験した出来事を繰り返し思い出したり、悪夢を見たりする ☐ 体験した出来事が目の前でおきているかのような生々しい感覚がよみがえる (フラッシュバック) 等
体験を連想されるものからの回避症状	☐ 体験した出来事と関係するような話題等を避けようとする ☐ 体験した出来事を思い出せないなど記憶や意識が障害される ☐ 人や物事への関心が薄らぎ、周囲と疎遠になる 等
感情や緊張が高まる覚せい亢進症状	☐ よく眠れない、イライラする、怒りっぽくなる、落ち着きがない ☐ 物事に集中できない、極端な警戒心を持つ、些細なことや小さな音で驚く 等

※応急処置に必要な物品は、保健室および職員室養護教諭机上、体育準備室にある。E.P.は各自保管。

1 交通事故発生時の対応

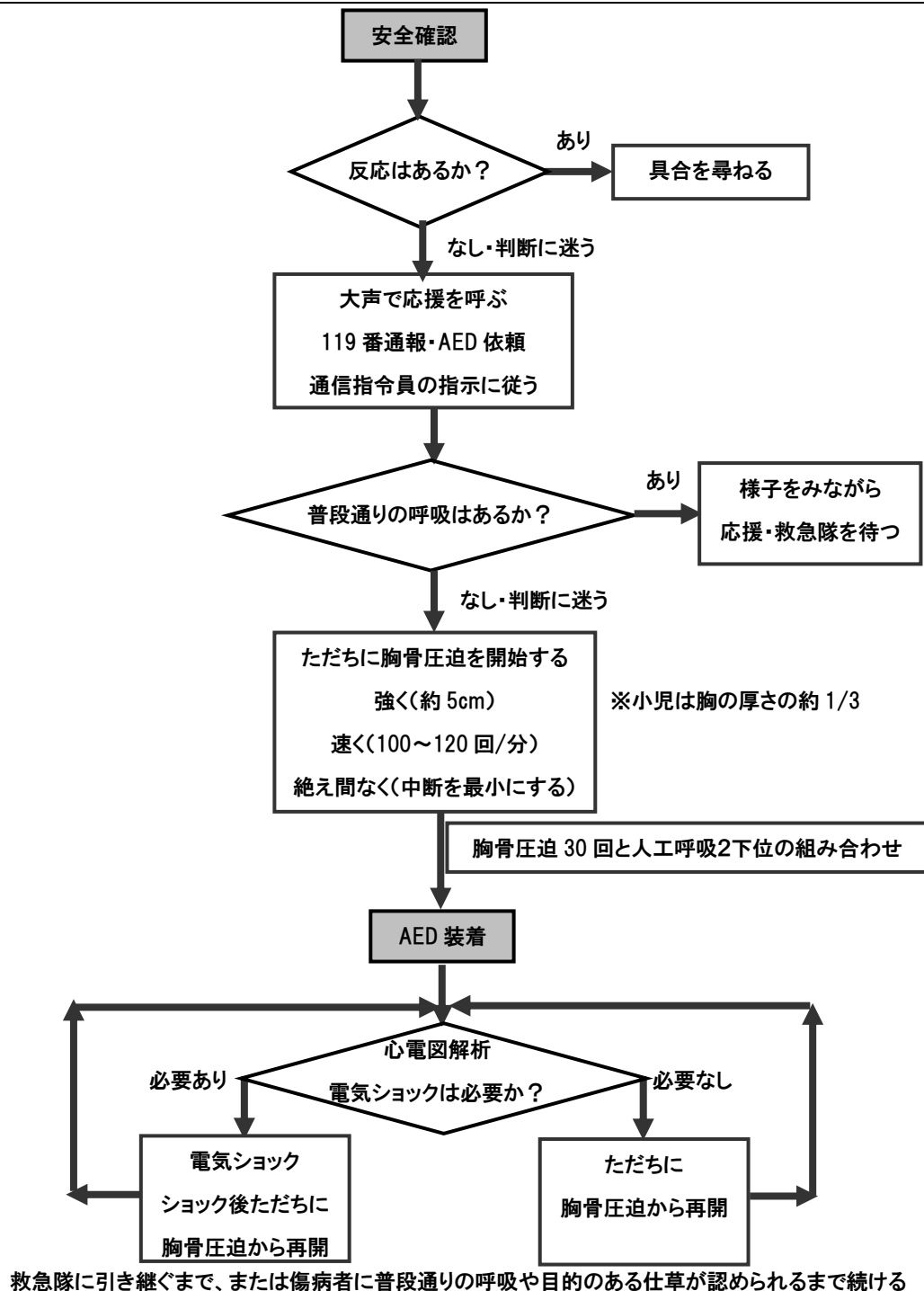
予防的危機管理	☐ 日常の交通安全指導
措置的危機管理	☐ 生徒等の負傷を確認した場合は、救急車等を要請し、必要ならば応急措置を行う ☐ 救急車で医療機関に搬送する場合、できる限り付き添う ☐ 生徒等の状況について、速やかに学校又は保護者に連絡する ☐ 事故原因の解明等は、独自に判断せず、警察の現場検証等に委ねる

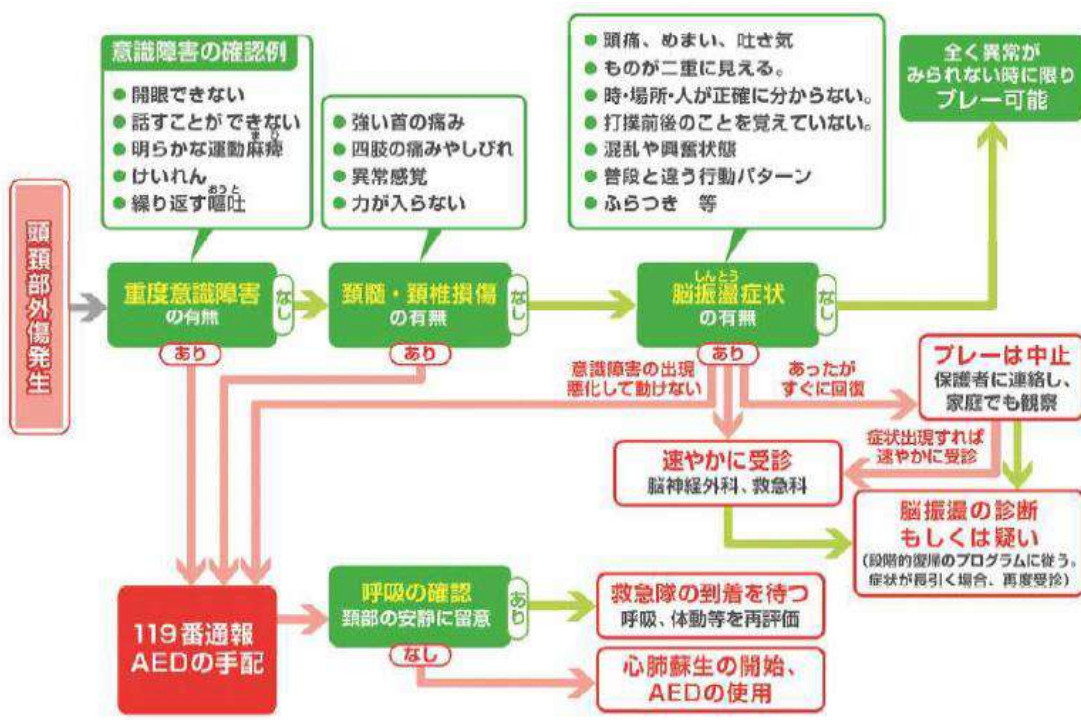
2 事故(けが等)発生時の対応

予防的危機管理	☐ 日常の安全・健康に関する指導
措置的危機管理	

□ **一次救命措置**の手順と留意点

- ・意識や呼吸の有無がわからないときは無い場合と同じ対応をとること
- ・突然の心停止後には「死戦期呼吸」がみられることがあること
- ・119 番通報の電話窓口で指示・指導が受けられるので、必要な場合は電話を切らずに指示を仰ぐこと
- ・新型コロナウイルスなどの感染症への対応のために配慮が必要なこと
- ・AED の「小児用電極パッド」や「小児用」切替スイッチは、未就学児以下の子供が対象であるため、小学生以上は成人用を用いること ※7 月に教職員対象 AED 使用訓練を実施



予 防 的 危 機 管 理	□ 頭頸部外傷への対応 ・意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。※1 ・頭部を打っていないからといって、安心はできない。意識が回復したからといって、安心はできない。※2 ・頸髄、頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。※3 ・練習、試合への復帰は慎重に。 ※1 まったく応答がないときも、話し方や動作、表情がふだんと違うときも、意識の障害です。意識障害が続く場合はもちろん、意識を一時失うことや、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らない等の症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要があります。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を1人きりにしてはいけません。 ※2 脳の障害は、頭が揺さぶられるだけで発生することがあります。意識が回復した後でも、急性硬膜下血腫等の重大な出血が脳に起きている場合があります。 ※3 頭部に痛みを訴える、手足の動きが悪い、感覚がない又はしびれる、呼吸がしづらい等の症状がある場合、頸椎や頸髄損傷を起こしている可能性があります。これらの場合、速やかに救急要請をかけます。生命の維持には気道確保が最優先であり、意識がない場合は、まず、そのままの位置で呼吸を確認します。うつ伏せに倒れている場合は、人手が揃うまでそのままの位置で観察します。仰向けの場合は、以下のイラストを参考に、頭側に回り両手で頭部を支えるようにして固定します。 
措 置 的 危 機 管 理	

3 病気等(学校において予防すべき感染症含む)発生時の対応

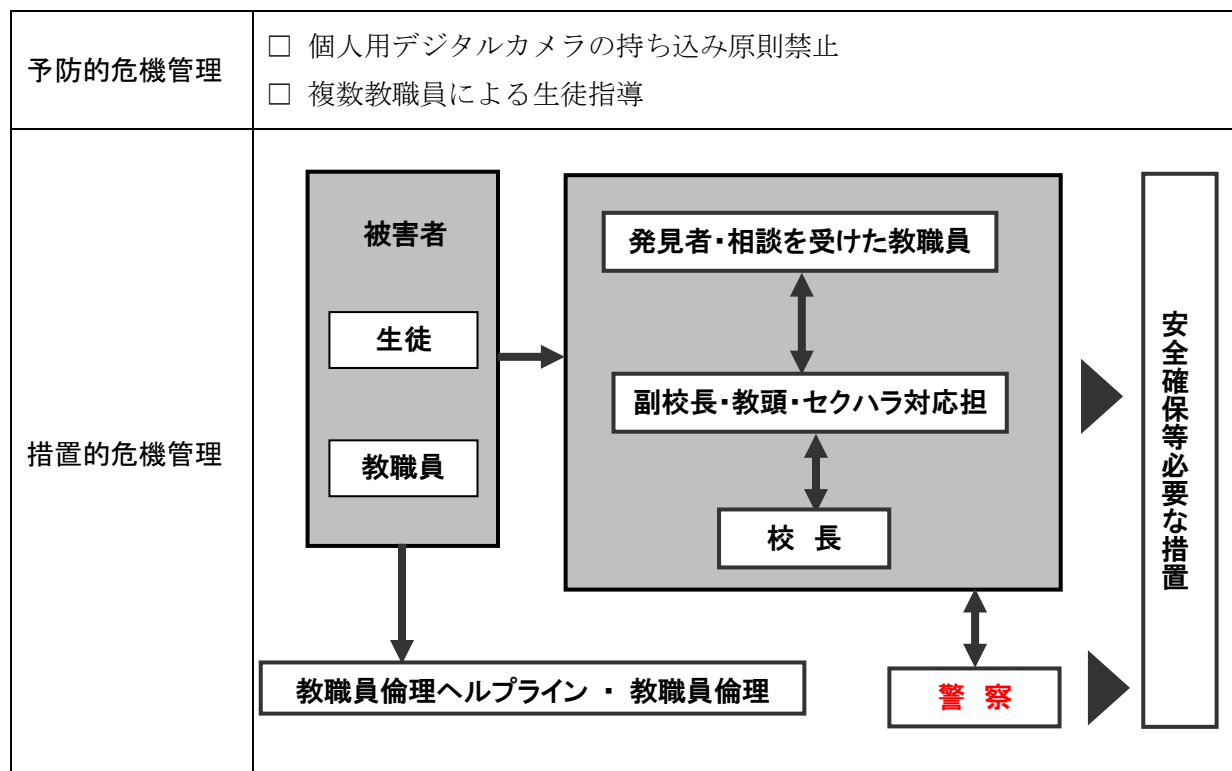
予 防 的 危 機 管 理	□ 健康観察（クラス・部活動等）の実施 ・心身の健康問題を早期発見・早期対応 ・学校が予防すべき感染症の集団発生状況把握 ・生徒等の自己管理能力を育成 健康観察 （他覚的症状）顔色が悪い・目が赤い・眠そう・元気が無い・けがをしている・鼻汁が出ている・普段と違う状況 （自覚的症状）頭痛・腹痛・気持ちが悪い
措 置 的 危 機 管 理	一般的対応は事故発生時の対応に準ずる ◆熱中症への対応 【予防】 □ 気象情報の入手 □ 体調管理（休憩・水分補給等） □ 温度管理（換気等） 異状の発生 【措置】 □ 涼しい場所へ運ぶ □ 衣服をゆるめる □ 冷却・水分・塩分の補給 救 急 搬 送 ※詳細は別冊【熱中症マニュアル】を参照 ◆アナフィラキシー発症時の対応 アレルギー反応として、皮膚、呼吸器、消化器など多臓器に症状が現れ、時に血圧低下などのショック症状を引き起こすことがあり、生命をおびやかす危険な状態をアナフィラキシーショックと呼ぶ。 発見者 症状の観察 養護教諭 副校長等 応援職員 学級担任 保護者 医療機関 校長 教育委員会 症状により エピペンの接種 ◆食中毒(集団食中毒)の対応 発見者 症状の観察 集団発生進展の可能性 養護教諭 学級担任 副校長 教頭 校長 医療機関 教育委員会 症状により緊急搬送を判断 嘔吐物には触れない ◆学校が予防すべき感染症等への対応 学校が予防すべき感染症の発生により、その拡大を防ぐ対応が必要となった場合は、基本的に学校保健安全法、教育委員会からの指示、学校のマニュアル等に従う。感染の拡大を防ぐという観点から、校長の判断により学級閉鎖等必要な対応を実施する。

種	病 名	出席停止等の措置(学校保健安全法施行規則第 18 条)
1 種	鳥インフルエンザ(H5N1)	出席停止の期間は「治癒するまで」
2 種	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児に あつては、3 日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質 製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過 し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで
3 種	コレラ、細菌性赤痢、流行性 角結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれが ないと認めるまで

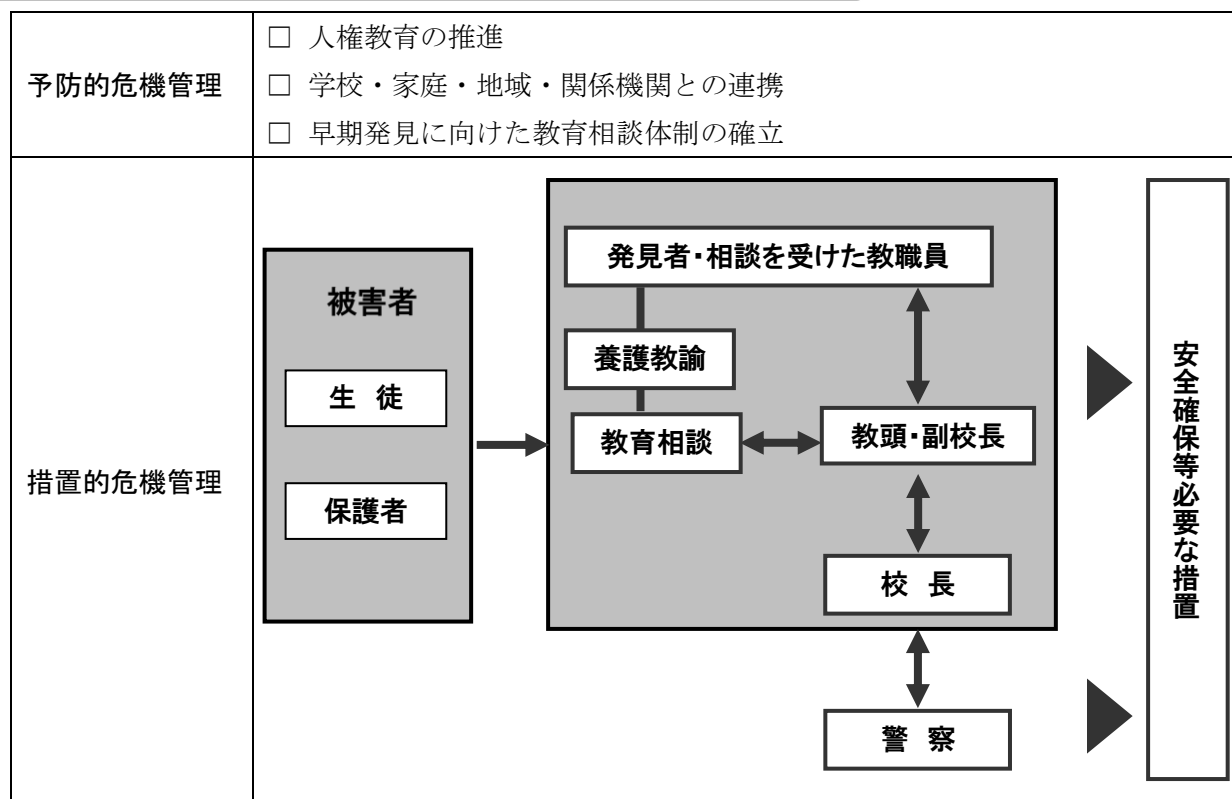
4 事件(盗難・校舎破損・学校爆破予告等)発生時の対応

予防的危機管理	☐ 適切な施設・設備及び物品の点検・管理 ☐ 近隣学校や警察との連携強化 ☐ 学校環境の安全点検及び整理整頓
措置的危機管理	<pre> graph LR A[事件発生] <--> B[校長・副校長・教頭・事務長] A <--> C[事務長] A <--> D[警察] B --> E[教育委員会] C --> F[担任・生] F --> G[現場集合] A -.-> H[管理職の指示のもと、担任、担当等が現場へ] </pre>

5 事件(わいせつ・セクハラ等)発生時の対応



6 事件(人権侵害・差別事象等)への対応



7 不審者侵入防止のためのチェック体制(3段階)

予防的 危機管理	①校門	☐ 来訪者は正門のみ利用 ☐ 正門、農場門は、6 時 30 分以降に技能員が解錠 ☐ 正門、農場門は、技能員または最終退出教職員が施錠 ☐ 解錠時間は、年度初めに生徒、保護者へ周知
	②校門から校舎入口	☐ 自動車での来訪は玄関前ロータリーを通過して指定場所（来客用駐車場）に駐車 ☐ 自転車での来訪は来客用駐輪場を利用 ☐ 玄関から正門への視界は常に見通せる状態を確保 ☐ 農業棟から農場門への視界を妨げるものが無い状態を確保 ☐ 視界を妨げるものがないか学期毎に検査
	③校舎への入口	☐ 受付場所が分かるように案内を掲示 ☐ 来訪者は、玄関を通り事務室で受付を行い、名簿に来校理由と来校時間・退出時間の記入 ☐ 来訪者が校舎内に入る場合は名札を着用 ☐ 事務室入口の自動ドアは 8 時 20 分以降に利用可能 ☐ オートロックドアは 17 時以降に閉扉 ☐ 来訪者の確認や声掛けの実施（名札未着用者は必ず）
措置的 危機管理	①校門	☐ 技能員または最終退出教職員は確実に施錠
	②校門から校舎入口	☐ 来訪者への積極的な声掛け（挨拶含む）の実施 ☐ 視界を妨げるものがあつた場合は撤去
	③校舎への入口	☐ 来訪者への積極的な声掛け（挨拶含む）の実施 ☐ 名札未着用の部外者には躊躇することなく確認と声掛けの実施

8 不審者侵入時の対応

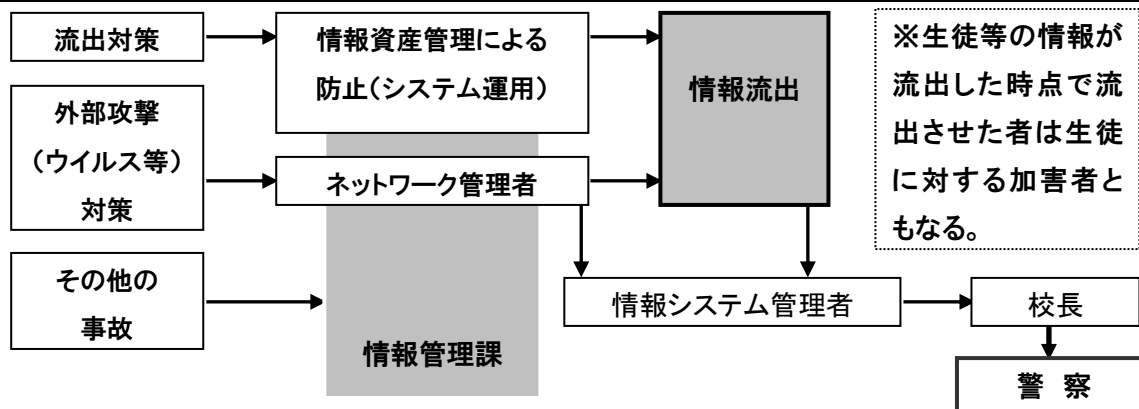
予防的危機管理	☐ 教職員による不審者対応訓練の実施 ☐ 不審者を見かけた場合の生徒等の対応（通報等）について周知徹底 ☐ 学校環境の安全点検及び警備
措置的危機管理	<pre> graph TD Start[関係者以外の立ち入り] --> Q1{不審者} Q1 -- No --> A1[受付] Q1 -- Yes --> Q2{退去を求める} Q2 -- Yes --> A2[退去] Q2 -- No --> C1[速やかに管理職に連絡] C1 --> A3[警察] Q2 -- No --> Q3{危険を加える} Q3 -- Yes --> Q4{退去を求める} Q4 -- Yes --> A2 Q4 -- No --> A4[隔離] A4 --> A5[生徒等の安全確保] A5 --> A6[負傷者への応急手] </pre>

※不審者侵入時の避難経路は、防災避難経路図を参考とし侵入場所を確認した上で指示する

9 情報事故への対応

予防的危機管理	☐ 情報資産及び装置の持ち出し禁止 ☐ ユーザー I D、パスワードの管理 ☐ 端末の適正管理 ☐ 盗難対策 ☐ 端末電源シャットダウンの徹底 ☐ 情報モラル、セキュリティ研修への参加
措置的危機管理	☐ 部外者の不正侵入、不正アクセス及びコンピューターウイルス等の侵入 ☐ 地震、落雷、火災等の災害、運搬中の事故、盗難等 ☐ 認証情報（ユーザー I D、パスワード等）の不適切な管理 ☐ 故意又は過失による不正アクセス及び情報漏洩 ☐ 機器の不正接続、機器、情報資産の不正持ち出し

内 容	発生直後	パソコンの接続先	セキュリティポリシーの適用
ウイルス 感染	① 発生箇所（媒体）	教職員 VLAN NES・SDO 静岡県情報セキュリティポリシー 共通 VLAN 管理サーバ 静岡県情報セキュリティポリシー 生徒用 VLAN PC 教室等	セキュリティ管理者 情報システム管理者 ネットワーク管理者 総括情報セキュリティ管理者 情報セキュリティ管理者 情報システム管理者 ネットワーク管理者
不正 アクセス	② ネットワークからの切り離し		
情報流出	③ アクセスIDの利用停止やアクセス制限の実施		
紛失・盗難	④ 発生箇所（媒体）の保全 ⑤ 発生原因の特定		
	① 紛失・盗難内容の特定 ② アクセスIDの利用停止やアクセス制限の実施 ③ 紛失物の捜索 ④ 警察、管理者への報告		



10 災害(火災等)発生時の対応

予防的危機管理	☐ 火災避難訓練の実施 ☐ 消防計画の検証見直し ☐ 学校環境の安全点検及び整理整頓
措置的危機管理	消防・警察 通報 火災発生（発見者） 副校長・教頭・事務長 初期消火 応援要請（大声で） 校長 現場 ☐ 迅速な避難 ☐ 応急救護

1 交通事故発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	○ 交通安全に関する教育 □ 通学手段に応じた安全指導（警察による交通安全教室等） □ 交通安全マップ作成等、生徒等の危険に対する意識の向上 ○ 通学路の安全管理 □ 安全な通学路の設定、見直し □ 保護者や地域と連携した通学路の安全確保
発生時	○ 連絡を受けた教職員 □ 警察・救急に通報 □ 生徒等の氏名、事故の状況を確認 □ 学校、保護者への連絡 □ 必要があれば応援のため事故現場へ向かう □ 連絡手段（携帯電話等）の用意 □ 随時保護者へ連絡
留意点	□ 生徒事故報告書を学校安全所管課（室）へ提出（処務規程第9条 様式第15号） □ 日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続き（ただし、損害賠償が得られない場合に限る）→災害報告書：学校安全所管課（室） □ 災害報告書 学校安全所管課（室） □ 生徒等、保護者への説明（通知、PTAの会合等） □ 事故を受けて、再度生徒等への安全指導を行う

2 事故(けが等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	□ 安全点検と点検後の措置 □ 授業、部活動等での安全環境の確保 □ 教職員全員が事故についての共通理解を持つ
発生時	□ 警察・救急に通報 □ 応急手当を適切に行う □ 保護者に対する連絡 □ 必要に応じて学校医等へ連絡し、指示を受ける □ 生徒等の動揺を防ぎ、二次災害を阻止するための安全確保を行う □ 病院へ運ぶ際には緊急の場合を除き、保護者が希望する病院の有無を確かめる □ 事故の程度や状況に応じ、教育委員会や警察等の関係機関への報告を行う □ 外部への対応は窓口を一本化し、情報混乱がないようにする

発生時	☐ 保護者への連絡は迅速かつ誠意をもって行う
留意点	☐ 生徒事故報告書を学校安全所管課（室）へ提出（処務規程第9条 様式第15号） ☐ 日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続き（ただし、損害賠償が得られない場合に限る）→災害報告書：学校安全所管課（室） ☐ 災害報告書 学校安全所管課（室） ☐ 生徒等、保護者への説明（通知、PTAの会合等） ☐ 事故を受けて、再度生徒等への安全教育を行う

3 病気等(学校において予防すべき感染症含む)発生時の対応

【熱中症】

状況	対策・対応等
平常時	☐ 「高温注意情報」（翌日又は当日の最高気温が概ね35℃以上になることが予想される場合に気象庁が発表）の発表に注意する ☐ 気温がそれほど高くない日でも、湿度が高い・風が弱い日や、体が暑さに慣れていない時は注意が必要である ☐ 熱中症は急な気温の上昇や、室内での活動又は水分をとっていた場合であっても発症するケースもあり、個人の体調管理が必要である
発生時	【症状】 （軽度）めまい、立ちくらみ、筋肉痛、汗がとまらない （中度）頭痛、吐き気、体がだるい（倦怠感）、虚脱感 （重度）意識がない、けいれん、高い体温である、呼びかけに対し返事がおかしい、まっすぐに歩けない、走れない 【対応】 ☐ 意識がある場合は、状況に応じて涼しい場所への移動、冷却、水分摂取を行う ☐ 水分を自力で摂取できない、回復しない場合には医療機関へ搬送する ☐ 意識がない、呼びかけに対して返事がおかしい場合には医療機関へ搬送する
留意点	☐ 活動の留意点として、帽子の着用、水分をこまめにとる、こまめに休憩する、日陰の活用を行う ☐ 汗を多くかいた時には塩分の補給も必要

【アナフィラキシー】

状況	対策・対応等
平常時	☐ あらかじめ食物アレルギーを持つ生徒等を把握する ※ 保護者との情報共有（対応の確認等） ※ 学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の活用と「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」（文部科学省監修）の共通理解 ☐ 教職員の心構えとアナフィラキシーの正しい知識の習得 ※ アナフィラキシー補助治療剤（製品：エピペン注射液）の使用について教職員に周知徹底

平常時	☐ アナフィラキシー緊急対応（管理職、学級担任、養護教諭、栄養教諭等の役割分担）の作成と緊急時のシミュレーションをしておく（近隣消防署との情報共有）
発生時	【症状】 全身じんましん、ぜん息の呼吸音がある 【対応】 ☐ 養護教諭、教職員に応援要請 → 救急車要請 ※ いつ（食事後、○時間経過後）、どこで、だれが（○歳、性別）、どのような状態か（全身じんましん）、救急車が来るまでの救命手当てを聞く ☐ 救命措置に実施（脈、呼吸等の確認、エピペンの使用等） ☐ 保護者への連絡 ☐ 学校内での連携により救急隊到着後、現場へ迅速に誘導する ☐ 発症児童生徒等の緊急連絡票、財布、使用したエピペンなどを持参し、事情が分かる職員が救急車に同乗する
留意点	☐ アナフィラキシー発症時の連絡体制の整備と緊急対応病院の確保 ☐ 特定の生徒等の主治医等と救急搬送が必要な状態など情報を共有しておく

【ノロウイルス】※食中毒（集団食中毒）の対応として

状況	対策・対応等
平常時	【予防対策】 ☐ 生徒等が嘔吐したときの対応について全教職員で共通理解を図る ☐ 2次感染防止のために、嘔吐物処理セットを準備しておく 【予防知識】 ☐ 加熱が必要な食品は中心部までしっかり加熱し、食品取扱者や調理器具等からの二次汚染を防止する ☐ ノロウイルスの失活化の温度と時間については、現時点においてこのウイルスを培養細胞で増やす手法が確立していないため正確な数値はないが、食品の中心温度85℃以上で1分間以上の加熱を行えば、感染性はなくなると推定されている
発生時	☐ 家庭内や集団で生活している施設（学校）において、ノロウイルスが発生した場合、そのまん延を防ぐためには、ノロウイルスに感染した人のふん便や吐物からの二次感染、ヒトからヒトへの直接感染、飛沫感染を予防する必要がある ☐ 保育園、学校等で発生したときは早く診断を確定し、適切な対症療法を行うとともに、感染経路を調べ、感染の拡大を防ぐことが重要であり、速やかに最寄りの保健所に連絡し、消毒方法等の相談を行う
留意点	☐ 嘔吐物処理は、アルコール消毒は効果がないので次亜塩素酸での消毒を行う ☐ 過去のノロウイルス食中毒の調査結果によると、食品から直接ウイルスを検出することは難しく、食中毒事例のうちでも約7割では原因食品が特定できてない（ウイルスに感染した食品取扱者を介して食品が汚染されたことが原因となっているケースも多い） ☐ ノロウイルスに汚染された二枚貝による食中毒は生や加熱不足のもので発生しており、十分に加熱すれば、食べても問題ない

【麻しん】

状況	対策・対応等
平常時	☐ 予防接種歴、罹患歴の調査・実態把握（生徒等、教職員） ☐ 予防接種歴、罹患歴のない者に対する予防接種の推奨 ☐ 海外への修学旅行等の実施における出発までの対応と準備 ※「学校における麻しん対策ガイドライン」（文部科学省監修）を参考
発生時	☐ 1人でも発生（又は疑いの者が発生）したら発生状況に応じた対策会議の開催 ・対策会議メンバー（学校関係者、学校医、教育委員会、保健所等） ☐ 経過観察、学級閉鎖、学校閉鎖を検討 ☐ 家庭への注意喚起 ・登校前の検温の徹底、37度5分以上の場合は理由を報告し欠席するよう指導 ・医療機関の受診の際には事前に電話連絡し、受診方法を確認後受診するよう指導（医療機関内での感染防止） ・感染が確認された場合、兄弟姉妹等、家族の通う学校や職場に連絡するよう指導
留意点	☐ ホームルームや学習時の健康観察の徹底 ☐ 麻しんの危険性（重症化の移行や他者への感染拡大等）の指導強化 ☐ 終息宣言は最後の麻しん患者との最終接触日から4週間新たな患者発生が見られないこと

【新型インフルエンザ等】

状況	対策・対応等
平常時	☐ 健康観察の徹底、欠席理由の確認、基礎疾患患者への配慮 ☐ 健康管理の指導（休養、栄養、手洗い、うがい、咳エチケット、マスク使用、ペットボトルの回しのみ禁止） ☐ 学級閉鎖、学校閉鎖の対応について事前に保護者に情報提供しておく
発生時	☐ 集団感染の状況を把握 ☐ 迅速な報告（学校医・教育委員会・保健所へ連絡し、連携を図る）
留意点	☐ ホームルームや学習時の健康観察の徹底、特に基礎疾患患者への配慮の徹底 ☐ 新型インフルエンザの感染拡大防止の指導強化 ☐ 登校前の検温の徹底（家庭での健康観察の徹底） ☐ 咳、のどの痛み、発熱等インフルエンザの疑いのある場合は理由を報告の上欠席するよう指導 ☐ 医療機関に受診の際は、事前に電話連絡し、受診方法を確認後、マスクをして受診するよう指導（医療機関内での感染防止） ☐ 感染が確認された場合、兄弟、姉妹等、家族の通う学校や職場への連絡について保護者から連絡するよう指導 ☐ 濃厚接触者の確認と該当保護者への連絡

4 事件(盗難・校舎破損・学校爆破予告等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	☐ 施設・設備及び物品の点検・管理の徹底
発生時	☐ 警察に通報 ☐ 人的被害の有無を確認 ☐ 発生箇所以外の被害を確認 ☐ 関係者からの事情聴取 ☐ 状況を判断し、速やかに管理職から学校安全及び施設所管課（室）へ一報
留意点	【物品の盗難があった場合】 ☐ 物品管理者に報告する。警察に届け出た場合には、被害届の受理番号を記載するなど経緯を明らかにしておく。 ☐ 亡失物品払出調書（静岡県財産規則 様式第61号） 亡失があった場合には、亡失物品払出調書を作成し、出納員の決裁を受けて、出納員が払出をする。 【校舎破損等損傷事故があった場合】 ☐ 生徒事故報告書（静岡県立学校処務規程第9条 様式第15号） ☐ 施設設備事故報告書 （静岡県立学校処務規程第8条関係 様式第12号） （火災の場合は、市町長の被災証明書、盗難の場合は盗難届の写を添付） ☐ 物品亡失（損傷）報告書（静岡県財産規則 様式第60号） 出納員が作成し、校長へ報告。校長が関係書類を添え教育委員会主管課を経由し知事へ報告 ☐ 静岡県財産規則第106条及び第108条を参照すること ☐ 修繕等必要経費が発生する場合は、所管課と相談の上、必要ならば令達申請書により令達申請を行う。 ☐ 不用品処分決定調書（静岡県財産規則10条様式第62号）損傷物品の払出を行う。

5 事件(わいせつ・セクハラ等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	○各学校が、不祥事を起こさない教職員や組織風土を作るための多面的な取組の継続 ☐ 学校（セクハラ）相談体制の周知と徹底 ☐ 教職員面談における教職員の実態把握、悩み相談 ☐ 計画的・継続的な研修による規範意識や使命感の高揚、生徒等理解の促進 ☐ 不祥事根絶推進月間による重点的な注意喚起
発生時	○相談への対応 ☐ 相談者からの事実関係の聴取

発生時	☐ 加害者とされる教職員からの聴取 ☐ 第三者からの事実関係の聴取 ☐ 相談者に対する説明 ☐ 相談・聴取内容の記録 ○問題処理への対応 ☐ 警察に通報（重大事案・緊急事案） ☐ 教職員の監督者に対し、加害者とされる教職員への指導の要請 ☐ 加害者への直接注意
留意点	☐ 常に被害者を含む当事者に適切で効果的な対応は何かという視点を持つ。 ☐ 事態を悪化させないために、迅速な対応を心がける。 ☐ 関係者のプライバシー等の人権を尊重し、秘密を厳守する。 ☐ 特に、生徒等からの直接の相談及び本人以外からの生徒等に係る相談については当該生徒等の心身の発達段階等を十分に考慮する。 「不祥事根絶に向けて（報告）」H23. 3 「信頼にこたえる～不祥事根絶のために～」H23. 6 「信頼にこたえる 別冊 研修用事例集」H24. 6 を参照

6 事件(人権侵害・差別事象等)への対応

状況	対策・対応等
平常時	○ 全教育活動を通じた人権教育の推進 ○ 学校・家庭・地域・関係機関との連携 ○ 人権侵害や差別事象の早期発見に向けた教育相談体制の確立 ☐ 生徒の日常の様子把握や家庭訪問、個別面談による実態把握、悩み相談 ☐ アンケート等の実施
発生時	○ 相談への対応 ☐ 被害者の安全確保等必要な措置 ☐ 被害者からの事実関係聴取 ☐ 加害者とされる者からの事実関係の聴取 ☐ 第三者からの事実関係の聴取 ☐ 相談、聴取内容の記録、落書き等であれば写真 ○ 問題処理への対応 ☐ 警察への通報（重大事案・緊急事案） ☐ 被害者に対する心のケア ☐ 加害者への指導 ☐ 問題解決に向けた全校職員による問題の共有 ☐ 解決に向けた全校職員による指導体制の確立 ☐ 問題解決に向けた話し合いの仲介
留意点	☐ 常に、被害者保護を大前提とした対応を行う

留意点	☐ 関係者のプライバシー等の人権に配慮した対応に心がけ、秘密を厳守する ☐ 生徒等の発達段階を考慮し、関係機関とも連携した対応を継続的に行う
-----	---

7 不審者侵入時の対応

状況	対策・対応等
平常時	○ 生徒等及び教職員の防犯意識の向上 ○ 校内の巡回（施設・設備の点検含む） ○ 来訪者への対応 ☐ 事前に分かっている場合は事務室へ報告しておく ☐ 名前、目的を確認し、受付簿に記入させ名札の着用を徹底する ☐ 挙動が不審な場合は事務室だけで対応せず職員室へも連絡する ☐ 用件終了後、受付名簿への記入と名札の返却を依頼する ○ 不審者目撃情報等の情報共有化（校内外） ○ 緊急時に必要となる物品の整備（笛、さすまた等） ○ 情報収集：（参考）静岡県警察「エスピーくん」安心メール
発生時	○ 対策本部としての対応（本部は管理職を中心とし構成） ☐ 全教職員、生徒等へ緊急放送 ☐ 警察に通報 ☐ 教育委員会への緊急連絡と支援要請 ○ 不審者への対応 ☐ 原則として複数で対応する ☐ 隔離できる場所へ連れて行くよう努力する ☐ 危険物の所持の有無を確認する ☐ 警察が到着するまで生徒等へ危害が及ばないよう配慮する ○ 生徒等の安全確保、生徒等の人数確認 ☐ 生徒等を安全な場所へ避難させる ☐ 生徒等の安全が確保されたことが明らかになったら、不審者対応の支援にまわる ○ 負傷者があった場合 ☐ 救急通報後、負傷者発生を校長へ報告 ☐ 救急隊到着までの応急措置 ☐ 保護者への連絡 ☐ 被害者等心のケア着手
留意点	○ 事後措置 ☐ すべての安否を確認し緊急放送を流し集合させ安全確認をする ☐ 授業の継続、下校方法等を決定し全保護者に連絡 ☐ 教育委員会へ報告 ☐ 報道機関への対応 ☐ 校内の役割分担を作成

8 情報事故への対応

状況	対策・対応等
平常時	○ 情報資産及び装置の持ち出し禁止 □ 原則として情報資産又は端末等の装置を持ち出さない □ 業務上外部に持ち出す必要がある場合は、情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者の許可を得る □ 許可を得て持ち出す場合は次の管理策を実施する ・ 車、電車、ホテル等での盗難対策（鍵付のケースに保管するなど） ・ 公共の場所への放置の禁止 ・ 装置のデータを保護するための適切なバックアップとその保管 ・ 不必要な情報の持ち出し禁止 ・ 装置のデータを保護するための適切なバックアップとその保管 □ USBメモリーは形状が小さく紛失しやすい上に、極めて大量の情報が保存可能であるため、特に注意を払う必要がある ○ ユーザーID、パスワードの管理 □ ユーザーID、パスワードは他に知られないように管理する □ パスワードが漏洩したと思われる場合には、直ちに情報システム管理者に報告の上、パスワードを変更する □ 個人に対して付与されたユーザーIDを共有しない □ パスワードは定期的に変更する □ 人事異動等でユーザーIDが必要、不要になった場合は、速やかに申請し、IDの発行、停止手続きをする ○ 端末の適正管理 □ キーボードや端末付近には原則物（特に飲み物）はおかない □ キーボードに物を置く場合は、ディスプレイを閉じる際に十分注意する ○ 盗難対策 □ 端末はセキュリティワイヤー又は施錠可能な保管庫等により適正に管理する □ 端末本体のハードディスクには、原則として個人情報や文書は保管せず、校内ファイルサーバーやグループウェア上にて管理する ○ 端末シャットダウンの徹底 □ 最新のセキュリティパッチ（バグの修正等）やプログラムを更新するため、帰宅する際は必ず端末の電源を落とすことを徹底する □ 長時間の離席時には、端末をログオフ又はパスワード付のスクリーンセーバー等の適切なロック機能により保護する ○ 情報モラル、セキュリティ研修への参加
発生時	○ ウイルス感染 □ パソコンの特定、ネットワークからの切り離し

発生時	☐ ウイルス名の特定と駆除、OSの再インストール ☐ 不正アクセス時 ☐ 機器のネットワークからの切り離しと停止 ☐ 不正アクセスされた情報の確認 ☐ 情報漏洩 ☐ 共有サーバーのID停止やアクセス制限の実施 ☐ 漏洩された情報の確認 ☐ 紛失・盗難 ☐ 紛失物の捜索、回収、警察への届出 ☐ 流出したアカウントの停止、パスワード変更
留意点	☐ 静岡県情報セキュリティポリシーの確認 ☐ 静岡県立学校情報セキュリティポリシーの確認 ☐ 静岡県立学校情報セキュリティ実施手順の作成 ☐ 情報事故が発生した場合は再発防止対策の検討 ☐ 情報事故に関する公表内容（状況、経緯、原因、当面の対応策、再発防止策等）

9 災害(火災等)発生時の対応

状況	対策・対応等
平常時	☐ 消火、通報を含めた避難訓練等の計画と実施 ☐ 建物等の自主点検及び消防用設備点検の実施 ☐ 生徒等への防災教育（火災対応）及び消火訓練
発生時	☐ 初期消火 ☐ 警察・消防への通報 ☐ 迅速な避難及び必要に応じて救護対応 ☐ 応援要請
留意点	☐ 消防計画の検討により実効性のある計画に変更 ☐ 自衛消防対策の推進

10 原子力災害の対応(UPZ 内)

状況	対策・対応等
警戒事態	☐ 計画本部（校長・副校長・教頭・教務主任・学校安全担当）の設置 ☐ 対応の決定にあたっては、教育委員会に報告し、保護者へ一斉メールする ☐ 教職員及び生徒に対して屋内退避を指示し、生徒は保護者へ引き渡す ☐ 登校前は自宅で待機を指示
施設敷地緊急事態	☐ 事故災害対策本部（全教職員）の設置 ☐ 対応の決定にあたっては、教育委員会に報告し、保護者へ一斉メールする ☐ 警戒事態の対応を継続 ☐ 教職員及び生徒に対応継続を指示

全面緊急事態	☐ 教育委員会に報告し、保護者へ一斉メールする ☐ 教職員・生徒に引き渡し中止・屋内退避を全面的に実施
避難指示	☐ 教育委員会に報告し、保護者へ一斉メールする ☐ 災害対策本部手配の車両（バス等）で避難開始 ☐ 教職員生徒に避難指示し、避難策で保護者へ引き渡す

11 緊急時持ち出し品の内容、保管場所、担当者

（１）緊急時の持ち出し品（職員室総務課戸棚）

避難する際の緊急時持ち出し品は以下のとおりとする。すぐに持ち出せるよう、持ち出し袋にまとめ、職員室総務課戸棚に備える。個人情報を含むため、管理を厳重にすること。なお、戸棚横には「本部」の案内旗を備えて、避難の際には緊急時持ち出し品とともに持ち出す。

避難に用いる物品	☐ 危機管理マニュアル ☐ 懐中電灯、単一電池×４ ☐ 携帯型ラジオ、単三電池×４ ☐ ハンドマイク、ホイッスル
応急手当に用いる物品	☐ 救急用品セット（ハサミ、ピンセット、消毒液、滅菌綿棒、絆創膏、伸縮包帯、滅菌ガーゼ、サージカルテープ、三角巾等）
名簿・各種連絡先	☐ 生徒緊急連絡用名簿および引き渡しカード ☐ 関係機関の緊急連絡先一覧
各種図面	☐ 各種防災設備の配置図
各種様式	☐ 行方不明者記入様式（生徒・教職員） ☐ 事件・事故・災害等発生時の記録用紙

緊急持ち出し品の担当者順位は以下のとおりとする。

順位	職または担当
1	教頭
2	教務主任
3	防災担当

（２）緊急時持ち出し品（保健室）

保健室に、医薬品・救急用品セットを備える。避難の際には、養護教諭が持ち出すこととする。

（３）各ホームルームの持ち出し品

各HRには、以下の物品を入れた「緊急持ち出し袋」を配置する。年度初めに各HR担任は、内容物を確認の上、必要に応じて更新する。

HR用緊急持ち出し袋	メガホン、タオル、三角巾、マジック、軍手、ホイッスル、各クラス名簿
------------	-----------------------------------

また、HR出欠簿の裏面には、避難・引き渡し時に掲げてクラスを判明しやすくするため、HR番号を大きく記載する。

各HR担任（もしくは授業担当者教員）は、事故・災害等の発生により避難する場合、上記の出欠簿及び学級用緊急持ち出し袋を持ち出すものとする。

12 重要書類等の保管・整備

(1) 学校運営上の重要物品・重要書類

学校運営に関する重要物品・書類は、災害等による損壊を避けるため、以下のところに保管する。校長は、学校安全担当者に指示して毎年度当初に、保管場所の被災可能性が低いこと、保管内容物の過不足がないことを確認するものとする。

保管場所	内 容
事務室設置の耐火・防水キャビネット	☐ 校長印 ☐ 職員 ☐ 学校沿革史 ☐ 職員人事関係書類等 ☐ 卒業生台帳
教務倉庫の耐火・防水キャビネット	☐ 指導要録

(2) 学校関係図面の整備

事故・災害等に備え、以下の図面を書庫（マップケース内）に保管する。

- ☐ 校地・校舎配置図兼各階平面図
- ☐ 校舎立面図、断面図、断面詳細図、部分詳細図、各伏図
- ☐ 校舎等の電気配線図
- ☐ 同 水道配管図
- ☐ 同 電話配線図
- ☐ 同 下水道配管図

13 地域・関係機関等との連携

(1) 連携・協力支援の相手先・内容

事前・発生時・事後の危機管理のため、関係機関等から協力・支援を受ける事項及び連携内容は、おおむね以下のとおりとする。

連携する関係機関等	協力・支援を受ける事項、連携内容
県教育委員会※	危機管理体制に関する指導・助言、学校安全に関する情報収集と提供、スタッフの派遣等、教職員等の資質向上、関係機関・団体等との連絡調整、地域住民への啓発活動、施設設備等の整備、事故・災害時の状況報告に向けた事前検討
近隣の学校	不信情報の共有、災害対応（臨時休業等）の検討、事故等発生時のサポート
自治体防災担当部局	防災専門家の紹介、避難計画の検討、防災拠点（避難所）の運営に関する検討
P T A	不審者情報の共有、生徒への指導、事故等発生時における協力
自治会・自主防災組織※	学校施設の鍵（体育館・格技場）の保管について、防災拠点（避難所）の運営に関する検討

消防※	消火・避難訓練の支援（講師・講評等）、救急処理、病院への搬送
警察※	防犯教室・交通安全の支援（講師・講評等）、不審者情報の提供、要注意個所の点検、防犯パトロール、不審者の保護・逮捕等
地域の関係団体等※	不審者情報の共有、防犯パトロール、事故等発生時の避難場所の提供、事故等発生時の安全確保と通報（登下校時等）
学校医、地域医師会	学校の衛生管理、治療、カウンセリング
近隣の商店や企業	地域の見守り、生徒の安全確保と通報（登下校時等）

※印：地域防災連絡協議会構成員

（２）避難所運営に関する事前協議・調整

本校は藤枝市の指定避難所に指定されており、郡二・大手・左車自治会の住民が災害時に避難することとなっている。避難所の開設・運営は、藤枝市災害対策本部及び上記３自治会で構成する避難所運営協議会により行われることから、本校は施設管理者としてこれを支援するため、以下の点について事前に協議・調整を行っている。

①勤務時間外の避難所開設に伴う鍵の保管

勤務時間外など教職員不在時の避難所開設に備え、避難所開設・運営に関わる藤枝市担当者及び地域の自治会役員等が体育館・格技場の鍵を保管することとする。

（下表「体育館等の鍵の管理表」参照）

②避難所としての学校施設の利用方法

避難所として開放しない区域（非開放区域）は、下表「校内の非開放区域」のとおりとする。また、具体的にどのように利用するかについては、以下の点に留意して、第１体育館・第２体育館・武道場・自彊館を利用する。

- ☐ 開放区域について、避難者利用開始直後に開放する第１体育館、避難者が増えた場合に開放する第２体育館に区分する。
- ☐ 地震災害の場合と風水害（浸水被害あり）の場合とで異なる計画を作成する。
- ☐ 災害救援物資が搬入される際の保管場所は自彊館とする。
- ☐ 生徒の安全確保や授業再開時の混乱防止のため、避難所エリアと教育活動エリアを分離するとともに、生徒と避難者の動線を区分する。

③本校による避難所運営支援内容

本校は、学校の施設管理者として、本校における避難所開設・運営において以下の支援を実施する。

- ☐ 施設・設備の安全確認、危険区域・非開放区域等の立ち入り禁止措置
- ☐ 避難所運営協議会の会議への参加、必要な助言・支援

14 体育館等の鍵の管理票

鍵	管理者	備 考
第１・２体育館、格技場、自彊館	左車町内会長	避難所運営協議会事務局長

※ 藤枝市災害対策本部における避難所管理運営担当部署

15 校内の非開放区域

非開放区域	非開放の理由
A棟	個人情報管理のため
B棟	機器管理のため
J棟	同
K棟	同
農業棟	同

7章 教職員研修・安全教育

1 教職員研修

(1) 教職員向け校内研修計画

校長は、担当教職員に指示して、毎年度、学校安全に関する教職員の校内研修に関する計画を策定し、学校安全計画に位置付けて、実施するものとする。

校内研修の内容及び実施時期は、下表を目安とし、基礎知識の習得、状況想定型訓練による実践力向上、マニュアルの想定を超えた事態等に対処するための応用力の獲得まで、段階的に教職員の能力向上を図るものとし、学校行事や過年度実施研修の状況、外部研修の共有状況等により適宜調整する。

4月上旬	☐ 危機管理マニュアル読み合わせ（全教職員） ※地域のハザードマップ（及びその想定を超える事象が発生する可能性があること）および不審者対応の確認を含む。 ☐ 校内訓練年間計画及び訓練要領の確認（全教職員） ☐ 文部科学省「教職員のための学校安全eラーニング」 ※自身が対象となるコース未受講の場合は4月中に必ず受講し「受講終了証」を学校安全担当に提出する。
4月中～下旬	☐ 備品・備蓄品等の所在確認及び使い方講習 ☐ 校内防災設備の使い方講習 ☐ 心のケア研修会
5月～8月	☐ 救命救急訓練（AED講習を含む） ☐ 不審者対応訓練（教職員のみでロールプレイ）
9月	☐ 総合防災訓練・振り返り研修会
10月～1月	☐ 安全点検研修（定期・臨時・日常点検の視点を学ぶ研修） ☐ 地震対応のシナリオシミュレーション ☐ 地域防災訓練への参加
2月～3月	☐ 危機管理マニュアル見直し会

(2) 職員会議での話題提供

校長は、教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って毎月1回、学校安全担当者より、本校の学校安全に関する課題や社会的に注目されている災害・事故・事件の学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

(3) 校外研修等の活用

校長は、藤枝市・静岡県などが開催する学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員(総務課防災担当)が校外研修で得られた情報を確実に校内全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設ける。

学校安全担当(教頭)は、上記の校外研修に加え、文部科学書の学校安全ポータルサイト(を定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心掛ける。

2 安全教育

(1) 安全教育の目標と学校安全計画への位置付け

本校における安全教育の目標を以下のとおりとする。

安全に行動することの大切さや、「生活安全」「交通安全」「災害安全」に関する様々な危険の要因や事故等の防止について理解し、日常生活における安全の状況を判断し進んで安全な行動ができるようにするとともに、周りの人の安全にも配慮できるようにする。また、簡単な応急手当ができるようにする。

この目標に基づき、本校生徒が安全に関する資質・能力を確実に育むことができるよう、自助、共助、公助の視点を取り入れながら、藤枝市の歴史・実情に応じた教育内容を編成し、毎年の学校安全計画へ位置付けることとする。

(2) 生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容

下記の資料に記載された「安全に関する指導の内容例」を参考に、生活安全、交通安全、災害安全に関する教育内容を検討し、毎年度、学校安全計画を作成して、計画的に安全教育を実施する。またその際、安全点検や避難訓練によって明らかになった課題に関する指導を盛り込み、安全教育を通じて安全に関する生徒の資質・能力を育成するよう努める。

文部科学省「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」(平成31年3月)

P.136～145 安全に関する指導の内容例

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

(3) 家庭や地域社会にと連携した教育

地域に根差した学びにより生徒の自助、共助、公助の力を養うため、家庭や地域、警察・消防等関係機関と連携した教育を実施する。具体的な方法は下記のとおり。

- ☐ 学校で行う安全教育に、警察署・消防署等専門家の指導を活用する。
 - ・交通安全教室
 - ・薬学講座
- ☐ 各自の通学路安全マップを作成し、点検に活用する。
 - ・マップは毎年1学期に総合的な学習の時間やLHRなどを活用して作成する。
 - ・点検結果は、グループ単位で発表し、共有する。

なお、関係機関の協力を得る際には、教育の目的やねらいについて事前説明を行い、十分な理解を得ることとする。

(4) 安全教育の評価と改善

安全教育の実施後、以下のような多様な方法・評価項目により評価を行う。

評価方法	☐ 学習への取組状況の観察や成果物 ☐ 生徒へのアンケートやグループでの話し合いの結果 ☐ 保護者へのアンケート（学校公開時、家庭学習時のフィードバック） ☐ 関係機関・専門家からの講評（安全教室等での講師の方より）
学校評価項目 ※生活安全、交通安全、災害安全それぞれに対して	☐ 日常生活における事故の現状、原因及び事故の防止について理解できたか。 ☐ 現在及び将来に直結する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか。 ☐ 日常生活に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか。 ☐ 自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。
指導計画の評価項目	☐ 全校的な指導体制が確立されているか。 ☐ 教職員間の連携が図れているか。 ☐ 訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか。 ☐ 安全管理との連携が図れているか。 ☐ 生徒の実態、地域の特性を反映しているか。 ☐ 指導の内容や方法に課題はないか。 ☐ 指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。 ☐ 保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。

上記評価結果とともに、生徒の状況・事故等に関する客観的数値（事故等）を合わせて検証した上で、次年度の計画を作成し必要な資源の確保を図ることとする。

8章 調査・検証・報告・再発防止等

1 静岡県教育委員会への報告と支援要請

校長は、発生した事故・災害等が下記の「報告対象事案」に該当すると判断された場合、速やかに静岡県教育委員会へ報告する。

報告対象事案	☐ 死亡事故の発生 ☐ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病の発生 ☐ 新型コロナウイルス感染症で陽性と診断された生徒及び教職員 ☐ その他、複数の生徒・教職員が被災するなど、重篤な事故・災害等の発生
報告先	静岡県教育委員会 高校教育課 e-mail : kyoui_koukou@pref.shizuoka.lg.jp 電話 : 054-221-3114 fax : 054-251-8656

なお、報告は原則として「事故・災害等発生時の第一報報告様式※」を用いるものとする。

※「事故・災害等発生時の第一報報告様式」p70参照

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p31【参考資料5】による）

ただし、災害等により通常の情報通信手段（ファックス、パソコン、メール等）が利用できない場合、報告すべき情報が十分に入手できない場合等は、様式にこだわらず、得られた情報のみ電話・訪問等により口頭報告するなど、巧遅より拙速を優先する。また、状況が下記に該当すると判断される場合には、上記報告に併せて、人員の派遣や助言などの支援を要請する。

【静岡県教育委員会への支援要請の判断基準】

以下の対応について、人員・ノウハウ等が不足すると判断される場合。

- ・被災生徒等の保護者への対応
- ・基本調査の実施
- ・被災生徒等以外の保護者への説明及び情報提供
- ・報道機関への対応
- ・その他、事故や災害等の発生後に必要な対応

2 基本調査の実施等

校長は、下記①に示す事故・災害等が発生した場合、事実関係の情報を収集・整理するため、以下のとおり速やかに「基本調査」を実施する。

①調査対象

基本調査の対象は、以下のとおりとする。

- a) 学校管理下（登下校中を含む）において発生した死亡事故
- b) 上記（1）の報告対象となる死亡事故以外の事故のうち、被災生徒の保護者の意向も踏まえ、静岡県教育委員会が必要と判断した事故

ただし、このうちb)については静岡県教育委員会の判断に時間を要する場合があることから、下記④に記載する記録用紙を用いた教職員からの情報収集は、当該判断を待たずに実施するものとする。

②調査体制

基本調査における校内の役割分担は、原則として、下表のとおりとする。

校 長	・基本調査の全体統括、指揮
副校長	・基本調査の取りまとめ ・教職員に対する聴き取り
教 頭	・基本調査の取りまとめ補佐 ・教職員に対する聴き取り（記録担当） ・事故や災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（記録担当）
H R 担任又は養護教諭、部活動顧問など	・事故や災害等の当事者生徒及び目撃生徒に対する聴き取り（生徒が最も話しやすい教職員等が担当）

ただし、上記の教職員が当該事故・災害等に関係する場合、校長は、他の教職員にその役割を代行させる、若しくは静岡県教育委員会の支援を受けて校外関係者にその代行を依頼するものとする。

③調査における心のケアへの配慮

事故・災害等に関係する教職員や、その場に居合わせた生徒への対応では、「心のケア」と「事実関係の確認」の両立を図ることに努める。このため、聴き取り調査などを行うに当たっては、スクールカウンセラー等の専門家の支援を受けて実施の判断を行う。また、実施の際には必ず複数の教職員で対応するとともに、状況に応じてスクールカウンセラー等の専門家に同席させる。

さらに、聴き取りに際しては、その目的を明らかにした上で、以下の事前説明を行い、聴き取り対象者の負担を軽減するよう努める。

【聴き取り時の事前説明】

- ・ 記録していることを、できるだけ正確に思い出して話してほしいこと。
- ・ 一人の記録に頼るのではなく、複数の人の記録を基に総合的に判断して、事実関係を取りまとめること（そのため、自らの発言だけで重大な事実関係が確定するわけではないこと）。
- ・ 「誰が何を言った」ということが、そのまま外部に出たりしないこと。
- ・ （聴き取りを録音する場合）できるだけ正確に話の内容を記録するため録音するが、録音データは記録作成のみに利用し、そのまま外部に出したりしないこと。

④教職員からの情報収集

調査担当（校長・副校長・教頭）は以下の通り教職員から事実関係に関する情報収集を実施する。

- 記録用紙を用いた情報収集：事故・災害等の発生後速やかに、関係する全ての教職員に「事実情報記録用紙（教職員個人用）※」を配布し、事故・災害等に関する事実情報の記録・提出を依頼する。なお、事故・災害等の発生直後にメモ等の記録を残していた教職員がいた場合は、記録用紙を提出する際に、当該メモ等の記録も併せて提出を受ける。

※「事実情報記録用紙（教職員個人用）」p71参照

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p32【参考資料6】による）

- 聴き取りの実施：原則として事故・災害等の発生から3日以内を目途に、関係する全ての教職員から聴き取りを実施する。聴き取りは、原則として②に定めた役割分担に基づく担当者が実施するが、教職員が話しやすいかどうかを考慮し、状況に応じて、静岡県教育委員会等からの校外支援者を担当に充てる。

なお、事故・災害時に部活動指導員など外部の方が関係していた場合には、これらの方も調査の対象として、教職員に対してと同様の対応をする。

また、関係する教職員自身が強いストレスを受けている可能性にも留意し、必要な場合は医療機関の受信を勧めるなどの対応を取る。

⑤事故・災害等の現場に居合わせた生徒からの情報収集

事故・災害等発生時の事実関係を整理する上で必要と判断される場合は、生徒への聴き取り調査の実施を検討する。実施に当たっては、以下の点に配慮する。

- 保護者への対応：聴き取りに保護者に連絡し、理解を得るとともに協力を要請する。
- 聴き取り担当者：HR担任、養護教諭以外に、当該生徒が話しやすい教職員がいる場合は、その教職員が担当するなど、柔軟に対応する。
- 心のケア体制：保護者と連携して、心のケア体制を整え、心のケアの中で自然と語れる雰囲気をつくるよう工夫する。
- 必要に応じ、教職員と同様に、記録用紙を配布して記載してもらう方法を取る。

⑥情報の整理・報告・保存

調査担当（校長・副校長・教頭）は、④及び⑤で得られた情報及び記録担当の教職員による記録を基に、事実経過について「時系列整理記録用紙※」を用いて時系列に取りまとめる。整理した情報は静岡県教育委員会に報告する。

基本調査で収集した記録用紙（メモを含む）や報告等の連絡に用いた電子メール等は、詳細調査を行う際の資料となること等を踏まえ、3年間の期間、保存する。

※「時系列整理記録用紙」 p 71参照

（文部科学省「学校事故対応に関する指針」（平成28年3月）p32【参考資料6】による）

⑦詳細調査への協力

静岡県教育委員会が詳細調査を実施すると判断した場合は、学校として協力するものとする。

3 評価・検証と再発防止対策の推進

①危機対応の評価・検証

調査担当（校長・副校長・教頭・学校安全担当）は、基本調査で得られた情報の評価・分析を行い問題点・要改善点を抽出する。評価・分析の視点は、以下の基本とする。

発生時の対応	・ 生徒の安全確保は適切に行われたか ・ 校内の緊急連絡体制は機能したか ・ 関係者及び関係機関への連絡は適切に行われたか ・ 情報収集及び管理は適切に行われたか 等
発生後・ 事後の対応	・ 生徒及び保護者への対応は適切に行われたか ・ 校内の対策本部体制は機能したか （役割分担、情報共有・伝達等） ・ 関係者、関係機関との連携は適切だったか ・ 関係者や報道機関への情報提供は適切に行われたか 等
事前対応	・ 点検など事前の未然防止対策に不足していた点はないか ・ 教職員への周知や研修及び訓練に不足していた点はないか ・ 生徒への安全教育に不足していた点はないか ・ 危機管理マニュアルに不十分な点や問題点はないか 等

②再発防止策の策定・実施

調査担当（校長・副校長・教頭）は、上記①の評価・検証により得られた問題点・要改善点について、再発防止策を検討する。また、詳細調査が実施された場合には、その報告書の提言に基づき、再発防止策に反映させる。

なお、再発防止策については、下記のとおり関係者等に説明して意見を聴取した上で、取りまとめる。

- ・ 教職員への説明及び意見聴取（職員会議等）
- ・ 被災生徒保護者への説明及び意見聴取
- ・ その他保護者への説明及び意見聴取（PTA総会又は役員会等）
- ・ 関係機関等への説明及び意見聴取（地域防災連絡協議会）

第 1 報報告様式例

学校名	
被害生徒名	年 組 氏名 (男・女)
病状・死因等	
事故発生日時	令和 年 月 日 時 分頃
事故発生場所	
災害発生状況 (具体的に記載)	
災害発生に対して 学校のとった措置 状況(応急手当や 医療機関への搬送 等)	
その他参考 となる事項	
連絡先	
報告者	

記録用紙の例

《個人の記録用紙の例》

1. 被害生徒等について、既往症や事故数日前からの本人の状況、当該事故に関連があるかもしれない事件・事故等、知っていることについて記載してください。

(例：○日前から頭が痛いと言っていた、○日前の体育の授業で頭をぶつけた等)

2. 事故の瞬間及びその前後に、自分がいた場所と、当該事故に対して、自分がしたこと、(他の職員の対応等の) 見たこと、聞いたことを、覚えている限り、全て記載してください。

時系列 (覚えていれば 時刻を記入)	自分が いた場所	したこと	見たこと	聞いたこと

《時系列での記録用紙の例》

事故発生日：令和 年 月 日 ()

被災生徒名： 年 組 氏名

記録者 ()

※時系列で逐次記録する。

月・日	時刻	主な状況 (関係機関等の支援含む)	学校・教職員の対応	その他特記事項
		被害生徒等の状況や救急車の到着等の学校・教職員以外の対応を記載する。	学校・教職員が行った対応を記載する。 (対応者の氏名も記載する。)	情報源や事実か推察かの区分け等を記載する。

〔記録に当たっての配慮事項〕

- 時系列で記録
- 正確な内容（事実と推察は区別しておく。不明なものには「？」を記入。）
- 箇条書きで簡潔な文
- 重要な箇所にはアンダーライン
- 情報源を「その他特記事項」に明記